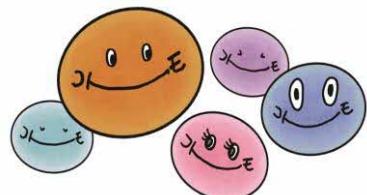


第4次 枚方市ひとり親家庭等自立促進計画

[計画期間令和 3 年度～令和 7 年度]

令和 3 年度 事業進捗一覧

子ども青少年政策課



※ひとり親家庭等の自立を応援する国「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」のロゴマークができました。

もくじ

施策の体系	1
はじめに	2
ひとり親家庭の状況	3
施策目標の今後の方向について	5
施策目標1 子ども・子育て支援、生活支援の推進	
(1) 子育て環境の充実	6
(2) 子育て相談の充実	12
(3) 生活支援の推進	17
(4) 子どもの育ちへの支援の充実	20
施策目標2 就業支援の推進	
(1) 能力開発、ライフプランニング支援の充実	25
(2) 職業紹介機関等との連携の強化	29
(3) 就業機会創出のための支援の推進	31
(4) 就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進	32
施策目標3 養育費の確保及び面会交流の支援	
(1) 養育費確保に向けた相談支援体制の充実	33
(2) 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実	35
(3) 面会交流に向けた支援の実施	36
施策目標4 経済的支援の充実	
(1) 経済的援助の実施	37
(2) 経済的負担の軽減	42
(3) 経済的支援に関する情報提供の充実	45
施策目標5 ひとり親家庭等を支える環境の充実	
(1) 関係機関との連携等による積極的な情報提供及び相談支援体制の充実	46
(2) 当事者同士や親子の交流、地域とのつながりづくりの支援	51
(3) 緊急時等の迅速な対応を見据えた支援体制の整備	54
(4) ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消	56

施 策 の 体 系

基本理念

基本的な視点

施 策 目 標

ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望をもつて暮らせるまち

- ①ひとり親家庭等の人の権の尊重
- ②積極的な情報提供と早期からの包括的な相談支援
- ③ひとり親家庭等の生活の安定と向上
- ④子どもの健やかな育ち

1. 子ども・子育て支援、生活支援の推進

- (1) 子育て環境の充実
- (2) 子育て相談の充実
- (3) 生活支援の推進
- (4) 子どもの育ちへの支援の充実

2. 就業支援の推進

- (1) 能力開発、ライフプランニングのための支援の充実
- (2) 職業紹介機関等との連携の強化
- (3) 就業機会創出のための支援の推進
- (4) 就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進

3. 養育費の確保及び面会交流の支援

- (1) 養育費確保に向けた相談支援体制の充実
- (2) 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実
- (3) 面会交流に向けた支援の実施

4. 経済的支援の充実

- (1) 経済的援助の実施
- (2) 経済的負担の軽減
- (3) 経済的支援に関する情報提供の充実

5. ひとり親家庭等を支える環境の充実

- (1) 関係機関との連携等による積極的な情報提供及び相談支援体制の充実
- (2) 当事者同士や親子の交流、地域とのつながりづくりの支援
- (3) 緊急時等の迅速な対応を見据えた支援体制の整備
- (4) ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消

はじめに

枚方市では、平成18年3月に、母子及び寡婦福祉法の規定による「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき、ひとり親家庭等の自立を支援する施策を総合的かつ計画的に展開するため「枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。この計画に基づき、ひとり親家庭等をめぐる現状や取り組み実績を検証しながら、平成23年3月に「第2次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。その後、平成26年に母子及び寡婦福祉法の改正により、支援の範囲が父子家庭にも広がり、母子及び父子並びに寡婦福祉法と名称変更されました。

平成28年3月には、「第3次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、継続して、ひとり親家庭等の自立を支援する施策を総合的に推進してきました。また、令和2年5月には「ひとり親家庭等に関するアンケート調査」を実施、その結果を踏まえながら、令和3年3月に「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

本計画に基づく施策の実施状況については、全庁的な進捗状況を年度ごとに把握・点検するとともにひとり親家庭の福祉団体等で構成する枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、進捗状況を点検・確認をしていただくこととなっております。

本計画に掲げた事業は、ひとり親家庭等のみを対象としたものに限定はしていませんが、施策の推進が、ひとり親家庭の自立の促進に繋がるものとして、各施策に取り組んでいきたいと考えています。

本計画においては、「ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまち」を基本理念に掲げ、自立を促進する施策を総合的かつ計画的に推進し、さまざまな関係機関・団体、事業者等との連携を深めながら、地域一体となった取り組みを進めています。

ひとり親家庭等の状況

【ひとり親家庭数の推移】

(単位：世帯、%)

		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
全 国	総世帯数	49,566,305	51,950,504	53,331,797	55,830,154
	ひとり親世帯総数	841,333	844,661	838,727	721,290
	うち母子世帯数	749,048	755,972	754,724	646,809
	うち父子世帯数	92,285	88,689	84,003	74,481
	総世帯に占める割合	1.7	1.6	1.6	1.3
大 阪 府	総世帯数	3,654,293	3,832,386	3,923,887	4,135,879
	ひとり親世帯総数	77,775	72,928	70,756	53,131
	うち母子世帯数	70,402	66,519	64,842	48,627
	うち父子世帯数	7,373	6,409	5,914	4,504
	総世帯に占める割合	2.1	1.9	1.8	1.3
枚 方 市	総世帯数	155,551	163,983	167,201	172,253
	ひとり親世帯総数	2,987	2,784	2,668	1,957
	うち母子世帯数	2,694	2,504	2,421	1,760
	うち父子世帯数	293	280	247	197
	総世帯に占める割合	1.9	1.7	1.6	1.1

資料：総務省統計局「国勢調査報告」

全国、大阪府、枚方市ともひとり親世帯は、減少傾向にあります。平成 27 年度までは大阪府、枚方市とともに、全国割合よりも高いもしくは同じ数値になっていましたが、令和 2 年度は、枚方市においては、全国及び大阪府よりも低い割合でした。

【全国のひとり親世帯の就業状況】

(単位：%、円)

		平成 23 年度		平成 28 年度	
		割 合	平均年間収入	割 合	平均年間収入
母子世帯	就業率	80.6		81.8	
	正規の職員・従業員	39.4	2,700,000	44.2	3,050,000
	パート・アルバイト	47.4	1,250,000	43.8	1,330,000
父子世帯	就業率	91.3		85.4	
	正規の職員・従業員	67.2	4,260,000	68.2	4,280,000
	パート・アルバイト	8.0	1,750,000	6.4	1,900,000
	自営業	15.6		18.2	

資料：平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査

母子世帯、父子世帯とも前回より正規職員・従業員の割合が増加しているとはいえ、依然として母子世帯の母の「正規の職員・従業員」としての就業は、半数に満たない状況でした。

また、父子世帯の父の就業状況は、今回 85.4%（前回 91.3%）であり、父子世帯になる前の就業状況は、95.8%（前回 95.7%）という結果でした。

【枚方市のひとり親家庭支援の状況】

〈枚方市の児童扶養手当受給者数〉

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
全資格者数	3,733	3,674	3,618	3,535	3,376
全部支給者数	1,774	2,055	1,950	1,857	1,748
一部支給者数	1,537	1,158	1,184	1,214	1,206
支給停止者数	422	461	484	464	422

資料：枚方市

※各年度 3 月末日現在

参考 令和4年度 児童扶養手当支給額

対象児童	全部支給の場合の月額
1 人目	43,070 円
2 人目（加算額）	10,170 円
3 人目以降（加算額）	6,100 円

※2020 年 1 月から奇数月に 2 か月ごとの支払いに変更。

※所得に応じて一部支給停止・全部支給停止になることがある。

〈枚方市のひとり親家庭医療費助成対象者数（府制度分）〉

(単位：人、世帯)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対象者数	7,821	7,718	7,520	7,423	7,213
父、母、養育者	3,125	3,112	3,034	2,963	2,861
児童	4,696	4,606	4,486	4,460	4,352
世帯数	3,158	3,115	3,112	3,031	2,861

資料：枚方市

※児童とは 18 歳到達の年度末までの子どもを指す（所得制限あり）

参考 「ひとり親家庭医療費助成」と「子ども医療費助成」との違い

	所得制限	対象者
ひとり親家庭医療費助成	あり	ひとり親家庭の 18 歳到達の年度末までの子ども及びその親等が対象
子ども医療費助成	なし	15 歳到達の年度末までの子どものみが対象

児童扶養手当受給者、ひとり親家庭医療費助成対象者とも減少傾向にあります。

しかしながら、児童扶養手当受給者の半数が全部支給者であることは、ひとり親家庭の多くが低所得者層であることが想定されます。

施策目標の今後の方針について

次ページから施策目標 1～5 の進捗状況についてまとめています。

なお、各事業の今後の方針については下表のとおりです。

	説明	件数	%
継続推進	これまでの取り組みを継続する	114	88
充実強化	取り組みを発展・拡充させる ※原則として人員または経費が増加する	6	5
改善見直し	取り組みの手法や、要件、対象、事業規模などを見直す ※原則として人員または経費が減少する または 維持	1	1
終了	事業の実施が完了する	1	1
終了(単年度事業)	当該年度にのみ事業を実施した臨時的な取り組み	7	5
休止	一時的に事業実施を中断する	0	0
廃止	事業を廃止する	0	0
合計		129	100

※「充実強化」にあたる取り組みには、取り組み名に☆を付しています。

※「改善見直し」にあたる取り組みには、取り組み名に○を付しています。

※令和 3 年度新規事業には、事業名に★を付しています。

※各事業において、「ひとり親家庭」の集計が可能な事業は、内数で表記しています。

施策目標1 子ども・子育て支援、生活支援の推進

(1) 子育て環境の充実

取り組み名	1. 保育所待機児童の解消	今後の方向															
所 管 課	私立保育幼稚園課	継続推進															
取り組み内容	子育てと仕事の両立を支援するため、保育所（園）や認定こども園などの入所枠拡大により、待機児童の解消を図ります。特に待機の多い低年齢児を中心に入所枠の拡大を進めます。																
取り組み実績	<p>私立保育園の大規模修繕により、令和3年度当初に40人の定員増を行った。</p> <p>定 員 数：7,526人（うち3歳未満児の定員3,316人）</p> <p>入所児童数：7,936人</p> <p>（うち3歳未満児の入所児童数3,466人（うちひとり親：220人））</p> <p>（令和3年4月1日現在）</p> <p>※年度当初の待機児童：いわゆる潜在的な待機児童を含めると259人</p>																
取り組み名	2. 保育所（園）等の優先利用	今後の方向															
所 管 課	保育幼稚園入園課	継続推進															
取り組み内容	保育所（園）等の利用調整（選考）では、基準表における基礎点及び調整点の合計点の上位順に決定しており、ひとり親である場合は調整点を加点し入所しやすくなります。																
取り組み実績	<p>保育所（園）、認定こども園及び小規模保育事業施設の入所児童8214人のうちひとり親家庭の児童は727人となった。（令和4年3月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所児童数</td> <td>7,929人</td> <td>8,043人</td> <td>8,122人</td> <td>8,195人</td> </tr> <tr> <td>　　うちひとり親家庭</td> <td>933人</td> <td>899人</td> <td>837人</td> <td>778人</td> </tr> </tbody> </table> <p>（各年度3月1日現在）</p>			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	入所児童数	7,929人	8,043人	8,122人	8,195人	うちひとり親家庭	933人	899人	837人	778人
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度													
入所児童数	7,929人	8,043人	8,122人	8,195人													
うちひとり親家庭	933人	899人	837人	778人													
取り組み名	3. 保育所保育料等の軽減	今後の方向															
所 管 課	保育幼稚園入園課	継続推進															
取り組み内容	年収が一定額未満のひとり親家庭に対する保育所保育料等の負担軽減を行います。																
取り組み実績	<p>年収約360万円未満相当のひとり親世帯に対して、生計同一の場合、年齢制限を超えて多子計算を行い、第1子を第2子扱いするなどの軽減を行った。</p> <p>令和2年4月から、市独自の多子世帯に向けた負担軽減策として、これまでの第3子に加え、第2子についても保育料を無償とした。また、各施設において実費徴収する給食費（副食費）についても国の基準による免除対象に加え、市の独自の基準により第2子以降の児童にかかる副食費の補助を行った。</p> <p>さらに、国が進める少子化対策の取り組みとして、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的に、令和元年10月より継続して幼児教育・保育の無償化を実施し、ひとり親家庭においても負担軽減を図った。</p>																

取り組み名	4. 延長保育事業	今後の方向
所 管 課	私立保育幼稚園課・公立保育幼稚園課	継続推進
取り組み内容	全保育所（園）及び幼保連携型認定こども園、小規模保育事業実施施設において、午後6時から7時までの延長保育を基本とし、必要に応じ午後7時を超える延長保育にも対応します。	
取り組み実績	<p>延長保育を必要とする児童が在籍する全園で実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午後7時まで実施する公私立保育所（園）・認定こども園・公私立小規模保育事業実施施設は69か所 ・午後7時半まで実施する私立保育所（園）は6か所 ・夜間認定こども園（午前7時から11時実施）が1か所 ・延長保育の利用延べ児童数は194,825人（公立35,360人、私立159,465人） 	
取り組み名	5. 休日保育事業	今後の方向
所 管 課	私立保育幼稚園課	継続推進
取り組み内容	日曜、祝日など休日の保育ニーズに対応するため、休日保育を行います。（現在の1園を継続）	
取り組み実績	<p>私立保育園（蹉跎保育園）において実施した。</p> <p>延べ利用人数：401人</p>	
取り組み名	6. 夜間保育事業	今後の方向
所 管 課	私立保育幼稚園課	継続推進
取り組み内容	勤務形態の多様化に対応するため、保護者の就労などにより夜間の保育を必要とする児童に対する夜間保育を行います。（現在の1園を継続）	
取り組み実績	<p>私立認定こども園（明善第弐めぐみ園）において実施した。</p> <p>定員：40人</p>	
取り組み名	7. 病児保育事業	今後の方向
所 管 課	私立保育幼稚園課・公立保育幼稚園課	継続推進
取り組み内容	<p>保育所（園）や認定こども園等に入所中の児童等が、集団保育の困難な期間、小児科のある医療機関で保育と看護を実施します（市立ひらかた病院及び民間医療機関3か所の計4か所で、定員は計23人）。</p> <p>また、保育所（園）や幼保連携型認定こども園において、体調が悪くなった児童に対する保育体制（体調不良児対応型）の充実を図ります。</p>	
取り組み実績	<p><病児保育室></p> <p>4か所で実施した。延べ利用人数：2566人</p> <p><u>内訳</u> 枚方病児保育室くるみ906人、枚方市病児保育室558人、 ピッコロケアルーム865人、クオレ237人</p> <p><体調不良児対応型></p> <p>33か所で実施した。延べ利用人数：5,310人</p> <p><u>内訳</u> 私立保育所（園）20か所、公立保育所10か所（562人）、 幼保連携型認定こども園2か所、蹉跎西臨時保育室</p>	

取り組み名	8. 一時預かり事業	今後の方向															
所管課	私立保育幼稚園課・公立保育幼稚園課	継続推進															
取り組み内容	保護者の傷病や就労などの緊急・一時的な保育需要及び育儿疲れの解消等を目的とした利用や短時間就労により、保育が困難な児童の預かりを実施し、保育所（園）等への入所を希望する待機児童の解消の一助とします。また、認定こども園や公私立幼稚園での在園児を対象とした預かり保育を実施します。																
取り組み実績	<p>子どもを保育所（園）で預かる一時預かり日単位（保護者の非定型就労・緊急・育儿疲れなどのリフレッシュの場合：延べ 9,779 人）や一時預かり月単位（保護者のパート就労などの場合：延べ 3,771 人）、就労応援型預かり保育（延べ 870 人）を私立保育所（園）14 か所で実施した。</p> <p>公立幼稚園 6 か所、私立幼稚園 10 か所、認定こども園（1 号）8 か所で、在園児の預かり保育（延べ 240,364 人）を実施した。</p>																
取り組み名	9. 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	今後の方向															
所管課	子ども支援課	継続推進															
取り組み内容	保護者の疾病、出産、出張など家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合や、育儿疲れ等のリフレッシュのために一時的に子どもを施設において預かり養育・保護を実施します。（利用可能な施設は市内 1 か所、市外 9 か所）																
取り組み実績	<p>（ショートステイ） 延べ利用日数：775 日（うちひとり親 313 日） 延べ利用件数：530 件（うちひとり親 423 件） 令和 2 年度に比べて、延べ利用日数、延べ利用件数が増えた。 （トワイライトステイ） 延べ利用日数：5 日（うちひとり親 2 日） 延べ利用件数：4 件（うちひとり親 2 件） 令和 2 年度に比べて、延べ利用日数、延べ利用件数が減少した。</p> <p><u>参考</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用件数（利用日数）</td> <td>428 件 (延 622 日)</td> <td>337 件 (延 452 日)</td> <td>403 件 (延 569 日)</td> <td>476 件 (延 649 日)</td> </tr> <tr> <td>うちひとり親家庭</td> <td>336 件 (延 529 日)</td> <td>185 件 (延 277 日)</td> <td>132 件 (延 295 日)</td> <td>350 件 (延 486 日)</td> </tr> </tbody> </table>			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	利用件数（利用日数）	428 件 (延 622 日)	337 件 (延 452 日)	403 件 (延 569 日)	476 件 (延 649 日)	うちひとり親家庭	336 件 (延 529 日)	185 件 (延 277 日)	132 件 (延 295 日)	350 件 (延 486 日)
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度													
利用件数（利用日数）	428 件 (延 622 日)	337 件 (延 452 日)	403 件 (延 569 日)	476 件 (延 649 日)													
うちひとり親家庭	336 件 (延 529 日)	185 件 (延 277 日)	132 件 (延 295 日)	350 件 (延 486 日)													

取り組み名	10. 留守家庭児童会室への入室（放課後児童健全育成事業）	今後の方向
所管課	放課後子ども課	継続推進
取り組み内容	保護者の就労や病気等により、保育を必要とする児童に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的に全 45 小学校で実施します。	
取り組み実績	<p>令和3年4月より、市内4校（直営2校：川越・津田、委託2校：山田・サダ）において、留守家庭児童会室を含む放課後キッズクラブの先行導入を開始した。民間活力も活用しながら、留守家庭児童会室の円滑な運営に努めた。</p> <p>入室児童数：4,704 人（令和3年5月1日現在）</p> <p>※待機児童数：42 人（令和3年5月1日現在）</p>	
取り組み名	☆11. 土曜日や三季休業期などの居場所ニーズへの対応（総合型放課後事業）	今後の方向
所管課	放課後子ども課	充実強化
取り組み内容	すべての児童に対し、安全・安心な空間で豊かな放課後を過ごす時間を提供する総合型放課後事業の推進を通じて、土曜日や三季休業期を含む安全・安心な居場所ニーズへの対応を図り、就学後における子育て環境の充実に努めます。	
取り組み実績	<p>令和3年4月から、市内4校（直営2校：川越・津田、委託2校：山田・サダ）にて先行導入を開始した。</p> <p>5月・8月・1月に、導入校の放課後子ども教室の運営に対する満足度についての保護者アンケートを実施したところ楽しいと回答した児童の割合が約 76% あつた。</p> <p>11月及び2月に児童の放課後対策審議会を開催した。</p> <p>令和4年3月に総合型放課後事業実施プランを策定した。</p>	
取り組み名	12. ファミリー・サポート・センター事業	今後の方向
所管課	私立保育幼稚園課	継続推進
取り組み内容	育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターにおいて、会員組織の活動をより一層推進するため、会員増に努めるとともに、フォローアップ講座の実施などにより活動しやすい体制をつくります。	
取り組み実績	<p>活動件数：3,950 件</p> <p>会員数：2,794 人（前年度比 198 人増）</p> <p>内訳 依頼会員：2,380 人、提供会員：347 人、両方会員：67 人</p> <p>また、平成 30 年 1 月から 2 歳未満の乳幼児の保護者を対象に、無料体験を開始した。</p>	

取り組み名	13. 保育士等就職支援センター事業	今後の方向
所管課	私立保育幼稚園課	継続推進
取り組み内容	保育士資格を持ちながら就労していない潜在保育士の掘り起こしや、各保育所(園)等からの求人とのマッチングなどを行う保育士等就職支援センター事業を実施し、安定的な保育士確保と待機児童対策の円滑な実施を図ります。	
取り組み実績	<p>平成31年1月に、新たに保育士等就職支援センターを開設した。各施設からの求人や、保育士・幼稚園教諭としての仕事を考えている方からの相談や、求職情報の登録を行った。また、出張相談会及び3回連続講座のセミナーを実施し、保育士等就職支援センターの拡充にも取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求人登録件数 65件 ・求職登録件数 117件 ・マッチング件数 36件 ・出張相談会：27回（すこやか広場・きょうぶん9回、くずはモール3回、スーパーSTアカガワ1回、アル・プラザ枚方5回、市内図書館9回）実施した。 ・セミナー：3回（延べ29人）実施した。 	
取り組み名	14. 特別児童扶養手当の給付	今後の方向
所管課	年金児童手当課	継続推進
取り組み内容	20歳未満で、政令で規定する障害のある児童を養育している父、母、又は養育者に対して手当を支給。（所得制限あり）	
取り組み実績	令和3年度の所得状況届の提出率は、99.9%。令和4年3月末現在の受給者数は1,257人。このうち、所得超過などで全額支給停止となっている者が138人。 ※ひとり親世帯も支給対象に含む	

◆充実強化の内容

取り組み名	☆11. 土曜日や三季休業期などの居場所ニーズへの対応 (総合型放課後事業)	今後の方向
所管課	放課後子ども課	充実強化
取り組み内容	令和3年4月から、市内4校（直営2校：川越・津田、委託2校：山田・サダ）にて先行導入を行っていたが、令和5年4月からは、すべての市立小学校（直営22校、委託22校）で総合型放課後事業を実施する。	

(1) 子育て環境の充実／主な取り組み

＜取り組み名 1. 保育所待機児童の解消＞では、子育てと仕事の両立を支援するため、保育所（園）や認定こども園などの入所枠拡大により、待機児童の解消を図り、特に待機の多い低年齢児を中心に入所枠の拡大を進めることで、令和3年度当初に40人の定員増を行いました。

＜取り組み名 10. 留守家庭児童会室への入室（放課後児童健全育成事業）＞では、保護者の就労や病気等により、保育を必要とする児童に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的に全小学校で実施し、令和3年4月より市内4校において、留守家庭児童会室を含む放課後キッズクラブの先行導入を開始しました。

＜取り組み名 11. 土曜日や三季休業期などの居場所ニーズへの対応（総合型放課後事業）＞では、すべての児童に対し、安全・安心な空間で豊かな放課後を過ごす時間提供する総合型放課後事業の推進を通じて、土曜日や三季休業期を含む安全・安心な居場所ニーズへの対応を図り、就学後における子育て環境の充実に努め、令和3年4月から、市内4校（直営2校：川越・津田、委託2校：山田・サダ）にて先行導入を開始しました。

(2) 子育て相談の充実

取り組み名	1. 家庭児童相談事業	今後の方向										
所管課	子ども相談課	継続推進										
取り組み内容	18歳未満の子どもと家族の様々な相談に、子ども相談課の専門相談員が対応し、カウンセリングやプレイセラピー等を行います。											
取り組み実績	18歳未満の子どもとその家族に関する家庭児童相談の延相談件数：6,451件 新型コロナウイルス感染拡大や子どものタブレット授業、在宅ワーク等在宅での暮らしが長くなったためか、家庭における相談が全体的に増加した。											
取り組み名	2. ひとり親家庭相談支援事業	今後の方向										
所管課	子ども青少年政策課	継続推進										
取り組み内容	特にひとり親などが24時間いつでも気軽に子育て等に関する相談ができ、適切なアドバイスを得られるように、電話による相談事業を委託実施します。											
取り組み内容	令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響から、外出機会が減少し、孤立した中で、育児不安を抱える保護者の相談窓口として活用できた。 相談件数：440件 <table border="1"><tr><td></td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>利用件数（利用日数）</td><td>295件</td><td>424件</td><td>370件</td><td>372件</td></tr></table>			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	利用件数（利用日数）	295件	424件	370件	372件
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度								
利用件数（利用日数）	295件	424件	370件	372件								
取り組み実績	3. こんにちは赤ちゃん事業	今後の方向										
所管課	私立保育幼稚園課	継続推進										
取り組み内容	生後4か月までの乳児のいる全ての世帯(母子保健担当による新生児訪問実施世帯を除く。)を訪問し、子育て支援サービスの情報提供等を行います。											
取り組み実績	年間を通じて、対象となる世帯の訪問を行った。 訪問家庭数：1,953件											
取り組み名	4. 養育支援訪問事業	今後の方向										
所管課	母子保健課・子ども支援課	継続推進										
<母子保健課>												
取り組み内容	助産師・保健師による専門的な相談・指導等の実施を図り、家庭での安定した養育を支援します。											
取り組み実績	延べ訪問件数：助産師訪問333件、保健師訪問615件 令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大により減少し、令和3年度も横ばいの状況が続いている。											
<子ども支援課>												
取り組み内容	育児支援が必要な家庭や育児困難な家庭に対し、訪問によって育児や家事援助を実施することによって家庭での安定した養育環境を目指します。											
取り組み実績	派遣世帯数：7世帯、延べ派遣回数：47回 令和2年度に比べて、派遣世帯数、延べ派遣回数が減少した。											

取り組み名	5. 地域子育て支援拠点事業	今後の方向
所管課	私立保育幼稚園課	継続推進
取り組み内容	保育所（園）・認定こども園が、保育を通じて蓄積している子どもの育ちや子育てに関する知識、技術等を生かし、地域の子育て家庭などに対し各種事業の実施を通じて必要な相談、指導、助言や気になる子どもへの支援等を行い、地域に密着した園として保育・子育て支援機能の一層の充実を図ります。	
取り組み実績	<p>公私立保育所（園）・認定こども園において育児相談を行った。</p> <p>地域の乳幼児の親子が自由に遊べ、育児相談や子育て情報の提供など子育てサポートを行う地域子育て支援拠点として、公私立保育所（園）9か所、認定こども園1か所、ファミリーポートひらかた、すこやか広場・きょうぶん、広場さぶりの合計13か所で、地域での子育て支援に取り組んだ。</p>	
取り組み名	6. 母子健康手帳交付事業	今後の方向
所管課	母子保健課	継続推進
取り組み内容	<p>妊娠届出時に母子健康手帳を交付する際、保健師、助産師による全数面接相談を実施し、妊婦の持つ不安をその場で解消します。継続した支援が必要な妊婦に対しては、個別の状況を把握して早期に支援を開始します。</p> <p>悩みや不安を感じたときに気軽に相談してもらえるよう、地区担当保健師の名前及び相談先を記載したマグネットやすくすく子育て手帖等を配付します。また保健センターに配置した母子保健コーディネーターが妊産婦等の相談を行い、産後ケア事業等必要な支援につなぎます。</p>	
取り組み実績	<p>母子健康手帳交付数：2,551件 マグネット配付数：2,799件 令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対応として、郵送での妊娠届出受付を継続し、保健師、助産師による全数面接の代替として全数電話を実施した。 母子保健コーディネーター訪問件数：191件 令和2年度に比べて、訪問件数は増加した。</p>	
取り組み名	7. 母子訪問指導事業	今後の方向
所管課	母子保健課	継続推進
取り組み内容	家庭訪問により、妊産婦及び乳幼児の保護者の子育てに関する相談に応じ、子どもに対する理解を深め、疾病の予防や親子の健康の保持増進に努めます。また、地域で孤立している保護者の育児不安の解消のため、地区担当保健師等が、生活の場である家庭でよりていねいな個別支援を行うことで、安心して子育てができるよう支援します。	
取り組み実績	<p>委託契約をしている助産師の訪問件数および保健師の訪問件数：5,097件 令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大により減少し、令和3年度も減少しした。</p> <p>市立ひらかた病院産科との連携により、入院中に病棟における保健師との面接実施件数：90件 新型コロナウイルス感染症の拡大により、病院での面談が困難な時期もあり、令和2年度に比べて減少した。</p>	

取り組み名	8. 母子健康相談事業（乳幼児健康相談等）	今後の方向
所 管 課	母子保健課	継続推進
取り組み内容	妊産婦及び乳幼児の保護者を対象に健康相談を実施し、疾病の予防や健康の保持増進、地域で孤立している保護者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるよう支援します。また、支援の必要に応じて関係機関とも連携を図ります。	
取り組み実績	<p>電話来所相談件数：1,577 件 乳幼児健康相談件数：975 件（乳幼児健康相談は新型コロナウイルス感染症対策のため、従来 7 会場で実施していたところを 3 会場で実施） 個別相談件数：1,371 件 妊婦オンライン相談：3 件（新型コロナウイルス感染症への懸念から相談窓口への訪問を躊躇している妊婦に対し、ビデオ通話を用いたオンラインの相談を 10 月より開始）</p>	
取り組み名	9. 産後ケア事業（産後ママ安心ケアサービス）	今後の方向
所 管 課	母子保健課	継続推進
取り組み内容	産後の心身ともに不安定な時期に、家族からのサポートが受けられない等で支援が必要な母子を対象に、産科医療機関と助産所でショートステイ（宿泊型）、デイサービス（日帰り型）を実施し、助産師による心身のケア・休養や育児に関する相談を行います。	
取り組み実績	<p>利用実人数：109 人 令和 2 年度に比べて、利用実人数は増加したが、ショートステイ泊数、デイサービス日数は減少し、1 人あたりの平均利用日数は減少した。 参考 ショートステイ 146 泊、デイサービス 65 日</p>	
取り組み名	10. 保育所（園）・幼稚園・認定こども園における育児相談事業	今後の方向
所 管 課	私立保育幼稚園課、公立保育幼稚園課	継続推進
取り組み内容	保育所（園）や幼稚園、認定こども園において、地域の子育て中の保護者からの育児に関する相談に対し、保育所（園）等の職員が相談に応じます。	
取り組み実績	公私立保育所（園）及び私立認定こども園において、子育て相談や指導等を行った。 延べ相談件数：私立 6,668 人、公立 1,070 人	
取り組み名	11. 教育相談事業	今後の方向
所 管 課	児童生徒支援課	継続推進
取り組み内容	教育相談員や電話相談員等を配置し、保護者や幼児・児童・生徒からの教育や学校生活上の悩み課題に関する相談を受け、適切なアドバイスを行います。また、必要に応じて、面談による継続的なカウンセリングを実施します。	
取り組み実績	<p>延べ相談対応件数：2,268 件 （継続教育相談 1,882 件、子どもの笑顔守るコール 386 件） 幼児・児童・生徒やその保護者等に対する電話及び面談による教育相談を行うことにより、それぞれが抱える課題等について適切に対応した。令和 2 年度（1,865 件）と比較し、対応件数が増加した。</p>	

取り組み名	12. 障害福祉サービスに関する相談	今後の方向
所 管 課	障害支援課	継続推進
取り組み内容	障害児の親、または障害がある親からの子育てや在宅生活について、関係機関と連携しながら情報提供を行うとともに、障害者（児）施策に関する相談および必要なサービスの提供を行います。	
取り組み実績	障害児支援サービス支給決定人数 障害児相談支援：354 人 児童発達支援：363 人 医療型児童発達支援：1 人 放課後等ディイサービス：1,020 人 居宅訪問型児童発達支援：0 人 保育所等訪問支援：163 人 ※いずれのサービスも前年度に比べ増加傾向。	
取り組み名	13. 未熟児等の保健事業	今後の方向
所 管 課	母子保健課	継続推進
取り組み内容	未熟児は養育について通常よりさらに注意深く配慮する必要があります。未熟児を養育する保護者の育児不安を解消するために、低体重児の届出受理や保健師等による訪問指導、未熟児教室等を通して、育児の相談・支援を行います。	
取り組み実績	低体重児の届出を受理した件数 207 件。届出を受け、希望者には保健師または助産師が家庭訪問を実施した（延べ件数 338 件）。未熟児教室については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため対面での教室は中止し、小児科医による講演会をオンラインで実施した（参加組数 4 組）。	
取り組み名	14. 身体障害児及び長期療養児等療育指導事業	今後の方向
所 管 課	母子保健課	継続推進
取り組み内容	身体障害児及び長期療養児に対し、医師など専門職による健康診査及び相談を行います。また、在宅指導が必要な児に対して、保健師等が訪問指導を行い、相談に応じています。	
取り組み実績	身体障害児及び長期療養児に対し、医師など専門職による健康診査及び相談を実施した（延べ件数 72 件）。また、在宅指導が必要な児に対して、保健師が訪問指導等を行い、相談に応じた（面接延べ件数 280 件、訪問延べ件数 158 件、電話延べ件数 331 件）。	
取り組み名	15. 関係部署間の連携、情報の集約による子どもの育ちを見守る体制整備	今後の方向
所 管 課	子ども青少年政策課	継続推進
取り組み内容	子ども見守りシステムの構築により、各部署が把握している子どもに関する情報を集約し、課題の早期発見・対応や予防的支援につなげていきます。	
取り組み実績	各課で管理している子どもの情報（学校の出席、児童扶養手当、障害福祉、医療助成、生活保護等）を一元的に集約して活用できる「子ども見守りシステム」を構築し、運用を開始した。	

(2) 子育て相談の充実／主な取り組み

保健センターにおいては、母子保健コーディネーターを設置し、平成27年度より保健センターを子育て世代包括支援センターに位置づけました。平成29年度には、北部支所内に2か所目の子育て世代包括支援センターとなる「すこやか健康相談室 北部リーフ」（令和2年11月より「健康福祉相談センター（北部リーフ）」に改編）を開設し、妊娠・出産から子育て期、さらには成人・高齢期まで切れ目のない支援の充実を図りました。

子どもの育ち見守り室「となとな」では、児童虐待や不登校、ひきこもりなど、さまざまな困難を抱える子ども・若者の方ほか、ひとり親家庭やこれからひとり親になるかもしれない方の自立に向けた相談や情報提供を行いました。

また、＜取り組み名15. 関係部署間の連携、情報の集約による子どもの育ちを見守る体制整備＞では、子どもの課題の早期発見・対応や予防的支援につなげていくため、各課で管理している子どもの情報（学校の出席、児童扶養手当、障害福祉、医療助成、生活保護等）を一元的に集約し、活用できるシステムを構築しました。

(3) 生活支援の推進

取り組み名	1. 市営住宅におけるひとり親世帯等への入居募集の実施と府営住宅の募集案内（福祉世帯向け募集）	今後の方向
所 管 課	財産管理課・健康福祉政策課	継続推進
取り組み内容	市営住宅に空き家が生じた場合はその都度、高齢者・障害者・ひとり親等の福祉世帯向けとして募集します。また、府営住宅の募集に係る案内（福祉世帯向け）を行います。	
取り組み実績	<p><市営住宅> 津田元町住宅の空室について、福祉世帯向けの募集を行った。</p> <p><府営住宅> 関係課の窓口などで年6回ある総合募集の申込書を配布したほか、随時募集等、募集に係る案内を行った。</p>	
取り組み名	2. 母子生活支援施設への入所	今後の方向
所 管 課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	18歳未満の子どもを養育している母親が、配偶者等からの暴力等さまざまな事情により、養育が困難な場合、母子ともに安全で安定した生活を送れるように保護し、その自立の促進のための生活を支援することによって、母子の福祉を図ります。	
取り組み実績	関係機関と連携し、母子生活支援施設への入所やその後の自立に向けて、母子父子自立支援員が訪問し面談を行うなど、同施設と連携した支援を行った。 入所世帯数：6世帯	
取り組み名	3. 生活困窮者住居確保給付金の支給	今後の方向
所 管 課	健康福祉総合相談課	継続推進
取り組み内容	離職により居住する住居を失った、または失うおそれがある者に対して、常用就労に向けた就職活動を行なう等、一定の要件を満たす場合に、家賃相当分の住居確保給付金を支給することで、住宅と就労機会の確保を図り、自立を支援します。	
取り組み実績	令和3年度についても、コロナ特例により就労要件等の緩和が継続されていることもあります、引き続き多くの相談実績となった。 相談件数：302 件 支給決定件数：164 件	

取り組み名	4. 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ) (再掲)	今後の方向															
所管課	子ども支援課	継続推進															
取り組み内容	保護者の疾病、出産、出張など家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合や、育儿疲れ等のリフレッシュのために一時的に子どもを施設において預かり養育・保護を実施します。(利用可能な施設は市内 1か所、市外9か所)																
取り組み実績	<p>(ショートステイ) 延べ利用日数：775日（うちひとり親313日） 延べ利用件数：530件（うちひとり親423件） 令和2年度に比べて、延べ利用日数、延べ利用件数が増えた。</p> <p>(トワイライトステイ) 延べ利用日数：5日（うちひとり親2日） 延べ利用件数：4件（うちひとり親2件） 令和2年度に比べて、延べ利用日数、延べ利用件数が減少した。</p> <p>参考</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用件数(利用日数)</td><td>428件 (延622日)</td><td>337件 (延452日)</td><td>403件 (延569日)</td><td>476件 (延649日)</td></tr> <tr> <td>うちひとり親家庭</td><td>336件 (延529日)</td><td>185件 (延277日)</td><td>132件 (延295日)</td><td>350件 (延486日)</td></tr> </tbody> </table>			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	利用件数(利用日数)	428件 (延622日)	337件 (延452日)	403件 (延569日)	476件 (延649日)	うちひとり親家庭	336件 (延529日)	185件 (延277日)	132件 (延295日)	350件 (延486日)
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度													
利用件数(利用日数)	428件 (延622日)	337件 (延452日)	403件 (延569日)	476件 (延649日)													
うちひとり親家庭	336件 (延529日)	185件 (延277日)	132件 (延295日)	350件 (延486日)													
取り組み名	5. ひとり親家庭等日常生活支援事業	今後の方向															
所管課	子ども相談課	継続推進															
取り組み内容	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し生活援助や子育て支援を行います。																
取り組み実績	<p>令和2年度に国制度が改正になり、利用者の範囲が就学児までに広がり支援の幅が広がった。</p> <p>介護事業者（6業者）に委託し実施した。</p> <p>登録世帯：38世帯（5世帯） 利用世帯：10世帯（1世帯） 派遣日数：167日（11日）</p> <p>参考</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録世帯</td><td>5世帯（1世帯）</td><td>13世帯（4世帯）</td><td>18世帯（4世帯）</td><td>14世帯（2世帯）</td></tr> <tr> <td>派遣日数</td><td>7日（-）</td><td>155日（128日）</td><td>218日（173日）</td><td>144日（40日）</td></tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内の数は、父子家庭利用件数を内数で記載したもの。</p>			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	登録世帯	5世帯（1世帯）	13世帯（4世帯）	18世帯（4世帯）	14世帯（2世帯）	派遣日数	7日（-）	155日（128日）	218日（173日）	144日（40日）
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度													
登録世帯	5世帯（1世帯）	13世帯（4世帯）	18世帯（4世帯）	14世帯（2世帯）													
派遣日数	7日（-）	155日（128日）	218日（173日）	144日（40日）													

取り組み名	6. ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用支援事業	今後の方向										
所管課	子ども相談課	継続推進										
取り組み内容	ひとり親家庭の親が就職活動、就業、就学や疾病等により、家事、子育ての支援を必要とする場合に利用できるファミリー・サポート・センターの利用料金を助成することにより、制度の周知及び利用促進を図ります。											
取り組み実績	<p>子どもが中学校に入学するまで、1年度につき10時間分を助成した。なお、令和2年度までの立て替え払いから年間10時間の無料クーポン券の発行に変更したことで利用者の利便性が向上した。</p> <p>登録世帯：25件 利用件数：16件</p> <table border="1"> <tr> <th>参考</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> <tr> <td>登録世帯</td> <td>12世帯</td> <td>15世帯</td> <td>12世帯</td> <td>14世帯</td> </tr> </table>		参考	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	登録世帯	12世帯	15世帯	12世帯	14世帯
参考	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度								
登録世帯	12世帯	15世帯	12世帯	14世帯								

(3) 生活支援の推進／主な取り組み

＜取り組み名5. ひとり親家庭等日常生活支援事業＞では、ひとり親家庭の保護者が疾病・冠婚葬祭・出張等の理由により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、事業委託している市内の介護福祉事業者から家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、生活援助や子育て支援を行っています。令和2年度に国制度が改正になり、利用者の範囲が就学児までに広がり支援の幅が広がりました。平成29年度に子どもの育ち見守り室が「子ども家庭支援拠点」となり、ひとり親家庭の自立支援メニューについての情報提供が円滑にできるようになりました。

＜取り組み名6. ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用支援事業＞では、ひとり親家庭の親が就職活動、就業、就学や疾病等により、家事、子育ての支援を必要とする場合に利用できるファミリー・サポート・センターの利用料金を助成しました。令和3年度からは助成方法を年間10時間の無料クーポン券の発行に変更したことにより、利用者の利便性の向上を図りました。

(4) 子どもの育ちへの支援の充実

取り組み名	1. 家庭児童相談事業（再掲）	今後の方向
所管課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	18歳未満の子どもと家族の様々な相談に、子ども相談課の専門相談員が対応し、カウンセリングやプレイセラピー等を行います。	
取り組み実績	18歳未満の子どもとその家族に関する家庭児童相談の延相談件数：6,451件 新型コロナウイルス感染拡大や子どものタブレット授業、在宅ワーク等在宅での暮らしが長くなつたためか、家庭における相談が全体的に増加した。	
取り組み名	2. 教育相談事業（再掲）	今後の方向
所管課	児童生徒支援課	継続推進
取り組み内容	教育相談員や電話相談員等を配置し、保護者や幼児・児童・生徒からの教育や学校生活上の悩みに関する相談を受け、適切なアドバイスを行います。また、必要に応じて、面談による継続的なカウンセリングを実施します。	
取り組み実績	延べ相談対応件数：2,268件 (継続教育相談 1,882件、子どもの笑顔守るコール 386件) 幼児・児童・生徒やその保護者等に対する電話及び面談による教育相談を行うことにより、それぞれが抱える課題等について適切に対応した。令和2年度(1,865件)と比較し、対応件数が増加した。	
取り組み名	3. 専門相談員による青少年相談	今後の方向
所管課	子ども青少年政策課	継続推進
取り組み内容	枚方公園青少年センターにおいて、青少年問題専門の相談員がひきこもりなどの青少年相談を月2回行います。	
取り組み実績	延べ相談件数：面接相談47件、電話相談20件 令和2年度に比べて、面接相談及び電話相談が増えた。	
取り組み名	4. ひきこもり等子ども・若者相談支援事業	今後の方向
所管課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおいて、おおむね15歳から39歳までのひきこもり・ニート・不登校等の子ども・若者やその家族等の相談に応じ、継続して対応方法や社会的自立に向けた支援を進めるとともに、必要に応じて、ひきこもり等地域支援ネットワーク会議と連携し、適切な支援機関につなげるよう支援を行います。	
取り組み実績	面接、電話相談の他、居場所支援事業「ひらぼ」や家族の会の実施を通じて、社会的自立に向けた支援を行った。 新規相談：82件、延べ相談件数：2935件 居場所支援：82回、延べ参加人数430人 家族の会：9回、延べ参加人数59人	

取り組み名	5. 子どもの居場所づくりの推進	今後の方向
所 管 課	文化生涯学習課・子ども青少年政策課・新しい学校推進室	継続推進
取り組み内容	生涯学習市民センター、枚方公園青少年センター等で子どもの居場所づくりを推進しており、子どもが自由に安全に過ごすことができ、ひとり親も安心できる場であるように充実を図ります。また、学校園施設（運動場・体育館・特別教室等）を子どももスポーツや文化活動等に利用できるよう開放します。	
取り組み実績	<p>＜生涯学習市民センター＞</p> <p>一部の諸室を子どもに開放するとともに、ロビーに子どもの居場所づくりのためのスペースを設けた。子どもの自主的なグループ活動の支援として、子どものみで構成される団体の使用についても利用可能とし、使用料減免も行った。</p> <p>諸室使用料减免件数：2,743件（半数以上が18歳以下のもので構成される団体） 新型コロナウイルス感染症の影響で減免件数は減少している。</p> <p>＜枚方公園青少年センター＞</p> <p>小中学生を対象とした青少年教室を実施した。</p> <p>日常的に一般開放しているロビーは、日常的に自習スペース等として小中高校生の居場所として機能している他、予約が入っていない集会室や料理室を自習室として開放し利用促進をはかった。</p> <p>構成員の過半数が22歳以下で構成される青少年団体の利用は、無料とした。また一般団体については、子どもが過半数を占める利用の場合、利用ごとの申請により利用料は100%减免（子ども减免）とした。</p> <p>青年団体の利用（無料）339件。</p> <p>体験教室：5教室 延べ参加人数63名。</p> <p>工作教室：2教室 延べ参加人数20名。</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止により事業開催が縮小となり、感染症対策として利用団体には検温と消毒を行った。</p> <p>＜学校園施設（運動場・体育館・特別教室等）＞</p> <p>市民が身近にスポーツや文化、地域の活動を行う場として、63 小中学校の施設（運動場・体育館・特別教室等）での利用があり、子どもたちもスポーツや文化活動を行った。また、感染症対策として、引き続き利用団体に「新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのチェックシート」の提出を利用条件とした。</p>	

取り組み名	☆6. 子どもの居場所づくり推進事業「子ども食堂」	今後の方向
所 管 課	子ども青少年政策課	充実強化
取り組み内容	<p>家で1人で食事をとる、夜遅くまで1人で過ごすなどの環境にある子どもたちに、食事や学習、団らんの場等を提供し、子どもの居場所づくり（いわゆる「子ども食堂」）に取り組む地域団体等に対して、補助金の交付等により支援を行います。</p> <p>＜拡充の内容＞</p> <p>子ども食堂が実施できていない校区についても、子ども食堂が開催できるよう、手続き等の見直しを図ります。</p>	
取り組み実績	<p>更新団体17団体に加え、新たに申請があった2団体に補助金交付を行い、19団体21箇所での実施となった。さらに、各実施団体による取組みが効果的になされるよう、地域や小学校等との関係づくりを支援するとともに、食材の寄付やボランティアの募集、取次ぎを行うなど、団体の安定的な運営のため多方面からの支援を行った。令和3年度においては、新型コロナ感染症防止対策の観点から通常の食堂形式に加え、弁当配付事業も実施した。</p> <p>【通常開催分】 開催回数：282回（1回の開催当たりの子どもの平均参加人数36人）</p> <p>【弁当配付分】 実施団体数：10団体（補助食数7,655食）</p>	
取り組み名	◎7. 学力向上推進事業（放課後自習教室事業）	今後の方向
所 管 課	教育指導課	改善見直し
取り組み内容	市立小・中学校において、児童・生徒の学習意欲を高め、自学自習力や学力の向上を図るため課業時間外において学習ができる環境を週1日程度提供し、民間事業への委託により学力向上の取り組みを推進します。	
取り組み実績	<p>児童・生徒の学習意欲を高め、学力や自学自習力の向上を図るため、授業・放課後・家庭で学習ができる学習コンテンツを整備し、学力向上の取組みを推進した。</p> <p>また、民間事業者により、小学校では放課後自習教室を各校年間24回開室、中学校では放課後学習教室を各校年間27回開室、夏季集中学習教室を各校4回開室し、児童・生徒の学習機会の確保を図った。</p>	
取り組み名	☆8. 土曜日や三季休業期などの居場所ニーズへの対応（総合型放課後事業）（再掲）	今後の方向
所 管 課	放課後子ども課	充実強化
取り組み内容	すべての児童に対し、安全・安心な空間で豊かな放課後を過ごす時間を作り、総合型放課後事業の推進を通じて、土曜日や三季休業期を含む安全・安心な居場所ニーズへの対応を図り、就学後における子育て環境の充実に努めます。	
取り組み実績	<p>令和3年4月から、市内4校（直営2校：川越・津田、委託2校：山田・サダ）にて先行導入を開始した。</p> <p>5月・8月・1月に、導入校の放課後子ども教室の運営に対する満足度についての保護者アンケートを実施したところ楽しいと回答した児童の割合が約76%あった。</p> <p>11月及び2月に児童の放課後対策審議会を開催した。</p> <p>令和4年3月に総合型放課後事業実施プランを策定した。</p>	

取り組み名	9. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (対象:ひとり親家庭の子ども)	今後の方向
所管課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	高等学校を卒業していないひとり親家庭の子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために講座を受講する場合に、受講修了時給付金や合格時給付金を支給します。	
取り組み実績	申請はなかったが、引き続き制度の周知を行う。	
取り組み名	10. 教育と福祉の連携による課題を抱える子どもへの支援体制の整備	今後の方向
所管課	子ども青少年政策課・児童生徒支援課	継続推進
取り組み内容	子どもの貧困の連鎖や不登校、ひきこもり、児童虐待等の子どもが抱えるさまざまな課題に対して、教育と福祉が連携を一層強化しながら、より早期に効果的な支援を行える体制を整備します。	
取り組み実績	子どもの貧困など子どもを取り巻くさまざまな課題に対応するため、子ども未来部と教育委員会学校教育部の両方に所属する「子どもの未来応援コーディネーター」1人を引き続き配置し、小中学校や子ども食堂への巡回を通じて、課題を抱える子どもやその家庭の早期発見と、必要な支援へのつなぎを行ったほか、学校における諸課題の解決のために、学校の力を総合的に発揮できるよう、企画立案、校内外との連絡調整を行った。	
取り組み名	11. 子どもを守る条例の制定	今後の方向
所管課	子ども青少年政策課	継続推進
取り組み内容	子ども一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援を行い、社会が一体となって子どもを守るために条例を制定し、子ども・子育て支援に関する仕組みづくりをさらに推進します。	
取り組み実績	令和3年3月に制定した「子どもを守る条例」について、各施設へポスター・リーフレットの配布、小中学生のタブレットへ電子リーフレットを配信、条例啓発動画の作成と配信、子ども向けのイベントの実施等、周知啓発に取り組んだ。	
取り組み名	12. 関係部署間の連携、情報の集約による子どもの育ちを見守る体制整備（再掲）	今後の方向
所管課	子ども青少年政策課	継続推進
取り組み内容	子ども見守りシステムの構築により、各部署が把握している子どもに関する情報を集約し、課題の早期発見・対応や予防的支援につなげていきます。	
取り組み実績	各課で管理している子どもの情報（学校の出席、児童扶養手当、障害福祉、医療助成、生活保護等）を一元的に集約して、活用できる「子ども見守りシステム」を構築し、運用を開始した。	

◆充実強化の内容

取り組み名	☆6. 子どもの居場所づくり推進事業「子ども食堂」	今後の方向
所管課	子ども青少年政策課	充実強化
取り組み内容	全小学校区での子ども食堂の実施を目指し、従来の子どもの居場所づくり推進事業補助金に加え、夏休みなどお試しで子ども食堂を実施する場合でも食材等を補助する子どもの居場所づくり推進事業（トライアル）補助金を新設した。	
取り組み名	☆8. 土曜日や三季休業期などの居場所ニーズへの対応（総合型放課後事業）	今後の方向
所管課	放課後子ども課	充実強化
取り組み内容	令和3年4月から、市内4校（直営2校：川越・津田、委託2校：山田・サダ）にて先行導入を行っていたが、令和5年4月からは、すべての市立小学校（直営22校、委託22校）で総合型放課後事業を実施する。	

◆改善見直しの内容

取り組み名	◎7. 学力向上推進事業（放課後自習教室事業）	今後の方向
所管課	教育指導課	改善見直し
取り組み内容	小学生対象の放課後自習教室については、総合型放課後事業（放課後キッズクラブ）において、学習の場を提供していく。	

（4）子どもの育ちへの支援の充実／主な取り組み

＜取り組み名6. 子どもの居場所づくり推進事業「子ども食堂」＞では、更新団体19団体に加え、新たに申請があった2団体に補助金交付を行い、19団体21箇所で子ども食堂を実施しました。さらに、令和2年度に引き続き、令和3年度においても新型コロナ感染症防止対策の観点から通常の食堂形式に加え、弁当配付事業も実施しました。

＜取り組み名11. 子どもを守る条例の制定＞では、子ども一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援を行い、社会が一体となって子どもを守るために条例を制定し、子ども・子育て支援に関する仕組みづくりをさらに推進しました。各施設へポスター・リーフレットの配布や小中学生のタブレットへ電子リーフレットを配信、条例啓発動画の作成と配信、子ども向けのイベントの実施等の周知啓発に取り組みました。

施策目標2 就業支援の推進

(1) 能力開発、ライフプランニングの支援の充実

取り組み名	1. ひとり親家庭自立支援給付金事業			今後の方向																														
所管課	子ども相談課			継続推進																														
取り組み内容	母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給し、就業に向けた資格取得の支援を行います。																																	
	<p>これまで給付金の対象者は、養成機関において1年以上のカリキュラムの修業年限が必要であったが、令和3年度に国の制度改正により、一部の訓練期間が6か月以上の資格も給付の対象となった。高等職業訓練促進給付金においては、修業最終年度を迎える受給者に対し、月額給付額に40,000円を増額した。また、自立支援教育訓練給付金においては、一部の講座については支給年数が4年まで延長された。</p> <p>自立支援教育訓練給付件数：9件（368,474円）</p> <p>内訳 実務者研修講座3件、医療事務2件、介護職員初任者研修2件、メディカルドクターズクラーク講座1件、宅地建物取引士講座1件</p> <p>参考</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付件数</td><td>6件</td><td>9件</td><td>12件</td><td>10件</td></tr> <tr> <td>給付総額</td><td>229,976円</td><td>342,437円</td><td>536,600円</td><td>463,530円</td></tr> </tbody> </table>					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	給付件数	6件	9件	12件	10件	給付総額	229,976円	342,437円	536,600円	463,530円															
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																														
給付件数	6件	9件	12件	10件																														
給付総額	229,976円	342,437円	536,600円	463,530円																														
取り組み実績	<p>高等職業訓練促進給付件数：26件（33,089,500円）</p> <p>内訳 正看護師16件、准看護師5件、歯科衛生士2件、美容師1件、柔道整復師1件、Webデザイナー1件</p> <p>参考</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付件数</td><td>21件</td><td>27件</td><td>36件</td><td>33件</td></tr> <tr> <td>給付総額</td><td>19,479,000円</td><td>28,007,000円</td><td>44,957,500円</td><td>43,439,500円</td></tr> </tbody> </table> <p>高等職業訓練修了支援給付件数：10件（500,000円）</p> <p>内訳 正看護師6件、准看護師2件、美容師1件、歯科衛生士1件、助産師0件</p> <p>参考</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付件数</td><td>4件</td><td>4件</td><td>7件</td><td>15件</td></tr> <tr> <td>給付総額</td><td>200,000円</td><td>200,000円</td><td>350,000円</td><td>750,000円</td></tr> </tbody> </table>					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	給付件数	21件	27件	36件	33件	給付総額	19,479,000円	28,007,000円	44,957,500円	43,439,500円		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	給付件数	4件	4件	7件	15件	給付総額	200,000円	200,000円	350,000円	750,000円
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																														
給付件数	21件	27件	36件	33件																														
給付総額	19,479,000円	28,007,000円	44,957,500円	43,439,500円																														
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																														
給付件数	4件	4件	7件	15件																														
給付総額	200,000円	200,000円	350,000円	750,000円																														

取り組み名	2. 母子・父子自立支援プログラム策定事業	今後の方向
所管課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、ハローワークと連携して、個々の家庭の実情に応じて自立へ向けたプログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を行います。	
取り組み実績	令和3年度から始まった、ひとり親家庭住宅支援資金の利用のための申請が増加した。プログラム策定：10件	
取り組み名	3. 地域就労支援事業	今後の方向
所管課	商工振興課	継続推進
取り組み内容	障害者やひとり親、中高年齢者など、働く意欲がありながらさまざまな就労阻害要因のために就労できない就職困難者に対し、地域就労支援コーディネーターによる就労相談や、履歴書の書き方や面接の指導を行う就労支援セミナー、ワード・エクセルのパソコン講習、フォークリフト運転技能講習、介護職員初任者研修講座、調剤薬局事務講座等を行い、就労スキルの向上を図り、就労につなげます。	
取り組み実績	地域就労支援センターで就労相談（週4回）や就職活動支援、資格取得に向けた各種能力開発講座を実施した。 延べ参加人数：120人	
取り組み名	☆4. 創業支援	今後の方向
所管課	商工振興課	充実強化
取り組み内容	地域活性化支援センターにおいて、創業に関する支援を行います。	
取り組み実績	地域活性化支援センターにおいて、創業相談だけでなく、ビジネスカフェの開催から創業実践塾の開講、インキュベートルーム（創業支援室）の貸出し、同施設使用後の市内創業者を対象としたティクオフ補助金（事務所等の賃借料の一部補助）の交付まで一貫した創業支援を実施した。	
取り組み名	5. 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (就業支援講習会等事業)	今後の方向
所管課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対し、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を取得するための就業支援講習会を開催します。	
取り組み実績	パソコン初級講座、介護職員初任者研修等の受験対策等全12講座の就業自立支援講習会を実施した。 受講者数：7人	
取り組み名	6. 母子父子寡婦福祉資金の貸付	今後の方向
所管課	子ども青少年政策課、子ども相談課	継続推進
取り組み内容	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対し、就職するための知識技能の習得に必要な費用や、その期間中に必要な生活費についての貸付を行うことにより、経済的自立の助成・生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童等の福祉の増進を図ります。	
取り組み実績	技能習得資金、生活資金の申請はなかったが、引き続き制度の周知を行う。	

取り組み名	7. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (対象:ひとり親家庭の親)	今後の方向
所管課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために講座を受講する場合に、受講修了時給付金や合格時給付金を支給します。	
取り組み実績	申請はなかったが、引き続き制度の周知を行う。	
取り組み名	8. 生活困窮者就労準備支援事業	今後の方向
所管課	健康福祉総合相談課	継続推進
取り組み内容	一般就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、就労にむけた動機づけや基礎能力の形成のための訓練を行うことで、日常生活自立、社会生活自立及び就労自立に向けた段階的な支援を行います。	
取り組み実績	<p>コロナ禍もあり、一部の地域活動や居場所活動が実施しづらい状況にあったが、一定数の参加実績につなげることができた。</p> <p>継続参加者: 9人</p> <p>新規参加者: 6人</p> <p>合計参加者: 15人</p>	
取り組み名	9. 被保護者就労準備支援事業	今後の方向
所管課	生活福祉課	継続推進
取り組み内容	一般就労に向けた準備が整っていない生活保護受給者に対して、就労にむけた動機づけや基礎能力の形成のための訓練を行うことで、日常生活自立、社会生活自立及び就労自立に向けた段階的な支援を行います。	
取り組み実績	<p>事業参加者: 29人</p> <p>就労決定者: 11人</p> <p>事業参加者が令和2年度から大幅に減少しているが、統計の取り方の変更により減少くなっている。就職決定者数は5名増加した。</p>	
取り組み名	10. ライフプランニング支援のための相談、講習会	今後の方向
所管課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	ひとり親家庭等が就労と子育ての両立を図りながら、個々が望む将来像を描くことができるよう、将来設計に係る不安の解消を目的とした相談支援、講習会を開催します。	
取り組み実績	<p>大阪府母子寡婦福祉連合会に枚方市母子家庭等就業・自立支援センター事業業を業務委託して実施した。</p> <p>就業相談 相談件数 19件 就業実績 5名</p> <p>求人情報提供 75件</p> <p>講習会 正看護師試験受験対策含む 12コース 受講者 7名</p>	

◆充実強化の内容

取り組み名	☆施策目標2-(1)-4 創業支援	今後の方向
所 管 課	商工振興課	充実強化
取り組み内容	市外からの事業者流入を促進するため、テイクオフ補助金の交付対象者に「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けた者」を追加する。	

(1) 能力開発、ライフプランニングの支援の充実／主な取り組み

＜取り組み名 1. ひとり親家庭自立支援給付金事業＞では、ひとり親の就業に向けた資格取得を支援するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の相談、申請受付を行いました。

資格を取得することで、就職につながりやすくなることから申請件数は、増加の傾向にあり、令和3度は、自立支援教育訓練給付金の給付が9件、高等職業訓練促進給付金の給付が26件、高等職業訓練修了支援給付金の給付が10件となりました。

＜取り組み名 2. 母子・父子自立支援プログラム策定事業＞では、令和2年度はプログラム策定の実績は0でしたが、令和3年度より始まった「ひとり親家庭住宅支援資金」の利用のための申請が増加しました。

＜取り組み名 10. ライフプランニング支援のための相談、講習会＞では、ひとり親家庭等が就労と子育ての両立を図りながら、個々が望む将来像を描くことができるよう、将来設計に係る不安の解消を目的とした相談支援、講習会を開催しました。

(2) 職業紹介機関等との連携の強化

取り組み名	1. 地域就労支援事業（再掲）	今後の方向
所管課	商工振興課	継続推進
取り組み内容	障害者やひとり親、中高年齢者など、働く意欲がありながらさまざまな就労阻害要因のために就労できない就職困難者に対し、地域就労支援コーディネーターによる就労相談や、履歴書の書き方や面接の指導を行う就労支援セミナー、ワード・エクセルのパソコン講習、フォークリフト運転技能講習、介護職員初任者研修講座、調剤薬局事務講座等を行い、就労スキルの向上を図り、就労につなげます。	
取り組み実績	地域就労支援センターで就労相談（週4回）や就職活動支援、資格取得に向けた各種能力開発講座を実施した。 延べ参加人数：120人	
取り組み名	2. 児童扶養手当窓口における情報提供	今後の方向
所管課	年金児童手当課	継続推進
取り組み内容	児童扶養手当に係る届出等の機会を捉えて、就業支援に関する情報や相談窓口の紹介など情報提供に努めます。	
取り組み実績	児童扶養手当等の新規申請時に情報提供を行った。	
取り組み名	3. 生活保護受給者等就労自立促進事業との連携	今後の方向
所管課	子ども相談課、健康福祉総合相談課、生活福祉課	継続推進
取り組み内容	児童扶養手当受給者等生活困窮者や生活保護受給者の就労支援のため、ハローワークが実施する生活保護受給者等就労自立促進事業に対し、希望する母子家庭の母や父子家庭の父等を適切につなぎ、就労による自立を促進します。	
取り組み実績	<子ども相談課> 希望する母子家庭の母や父子家庭の父等に対し、生活保護受給者等就労自立促進事業へつなぎ、自立を促進した。 <健康福祉総合相談課・生活福祉課> 事業参加者数：生活保護受給者 120人、生活困窮者 112人 就職決定者数：生活保護受給者 72人、生活困窮者 51人 令和2年度に比べ、生活保護受給者の事業参加者数は2名増加、生活困窮者は1名減となりました。就職決定者数について、生活保護受給者は15名増加し、生活困窮者は1名増加しました。	
取り組み名	4. 母子・父子自立支援員による就業相談	今後の方向
所管課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	母子・父子自立支援員が、資格取得について情報提供を行うとともに、ハローワークや商工会議所等と連携を取りながら就労支援を行います。またハローワーク等と連携しひとり親向けに就労支援セミナーを開催します。	
取り組み実績	児童扶養手当の更新手続きを知らせる案内約4,000通に子どもの育ち見守り室のひとり親相談とハローワークひらかたの就労相談の窓口案内チラシを同封し、相談窓口や利用できる制度の周知を行った。	

取り組み名	5. 母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援事業）	今後の方向
所 管 課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、個々の母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の就業相談に応じ、家庭の状況、職業の適性、就業への意欲形成、職業訓練の必要性、求人等の情報提供、事業を経営するまでの問題等に対し適切な助言や支援を行います。	
取り組み実績	<p>大阪府母子寡婦福祉連合会に枚方市母子家庭等就業・自立支援センター事業業を業務委託して実施した。</p> <p>就業相談：相談件数 19 件、就業実績 5 名</p> <p>講習会：正看護師試験受験対策含む 12 コース、受講者 7 名</p>	
取り組み名	6. 母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業情報提供事業）	今後の方向
所 管 課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業支援講習会修了者等の求職活動を支援するため、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された者に適宜提供する母子家庭等就業支援バンクを開設します。また、インターネット等を活用した情報提供、電子メール相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行います。	
取り組み実績	<p>大阪府母子寡婦福祉連合会に枚方市母子家庭等就業・自立支援センター事業業を業務委託して実施した。</p> <p>求人情報提供：75 件</p>	

(2) 職業紹介機関等との連携の強化／主な取り組み

＜取り組み名5. 母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援事業）＞＜取り組み名6. 母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業情報提供事業）＞では、就業相談や就職に向けて適切な助言を行うとともに、就業支援講習会修了者等に雇用条件にあった事業所の紹介や情報提供、電子メール相談等を行うことで就職につながるよう支援をしました。

また、ひとり親家庭に必要な情報を届けるため、児童扶養手当約4,000通の更新手続きの案内に、子どもの育ち見守りセンターのひとり親相談とハローワークひらかたの就労相談の窓口案内チラシを同封し、相談窓口や利用できる制度の周知を行いました。

(3) 就業機会創出のための支援の推進

取り組み名	1. ひとり親家庭等の親への職員等の雇用に向けた取り組み	今後の方向
所管課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	市において非常勤職員等職員を雇用する際は、採用担当課が広報や市ホームページに掲載した求人情報を母子家庭等就業・自立支援センター等関係機関に提供します。	
取り組み実績	今後も引き続き情報提供をしていく。	
取り組み名	2. 業務委託における総合評価落札方式の入札による雇用促進機会の確保	今後の方向
所管課	契約課	継続推進
取り組み内容	市が発注する業務委託の一部において入札価格だけではなく、雇用・労働条件の確保や子育て支援などの評価を加味した総合評価落札方式の入札を適用することにより、母子家庭の母などの雇用促進機会の確保を図ります。また、その他の発注についても、発注内容に応じて母子・父子福祉団体等への受注機会が増えるよう努めます。	
取り組み実績	委託業務の内、「安心と輝きの杜施設総合管理委託」について総合評価方式を実施し、母子家庭の母などの雇用・労働条件の確保や子育て支援などの取組を評価し、加点して落札者を決定した。	
取り組み名	3. 商工会議所と連携した雇用啓発	今後の方向
所管課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	北大阪商工会議所が事業者に対して発行する会報に、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を依頼する記事を掲載し、就労に結びつけられるよう働きかけます。	
取り組み実績	今後も引き続き協力依頼を行っていく。	

(3) 就業機会創出のための支援の推進／主な取り組み

<取り組み名2. 業務委託における総合評価落札方式の入札による雇用促進機会の確保>において、雇用・労働条件の確保や子育て支援などの評価を加味した総合評価落札方式の入札を適用し、雇用促進機会の確保を図りました。

(4) 就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進

取り組み名	1. 「男女雇用機会均等法」「パートタイム労働法」等の普及、啓発	今後の方向
所管課	人権政策室・商工振興課	継続推進
取り組み内容	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及びパートタイム労働者や派遣労働者の権利保障の推進のため、資料等を配布して啓発を行います。	
取り組み実績	<p>労働局雇用均等室や大阪府総合労働事務所が発行するリーフレットや相談窓口の案内チラシなどを配架し、市民への周知を図った。</p> <p>また、出産や育児のために一旦仕事を離れてしまった女性が再び働くための選択肢の一つとして起業を考えることができるよう令和4年1月に2回連続で起業セミナーを開催した。</p> <p>①「起業の心構えと実例」参加者：17人 ②「起業に必要なお金の話」参加者：16人</p>	
取り組み名	2. 女性の採用、職域拡大等に関する啓発	今後の方向
所管課	人権政策室・商工振興課	継続推進
取り組み内容	男女間の格差を解消するための取り組みとして、採用、昇進などでポジティブアクションが行われるよう、資料等を配布して啓発を行います。	
取り組み実績	関係機関より送付される啓発ポスターを掲示するとともに、資料等の配架を通じて、啓発を実施した。	
取り組み名	3. ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発活動	今後の方向
所管課	人権政策室	継続推進
取り組み内容	誰もが仕事と家庭や地域活動を両立させ、豊かな生活を送ることができる社会を目指して、啓発活動を行います。	
取り組み実績	男女共同参画週間事業として、講座「パパになった旦那よ、ママの本音を聞け！よりよい夫婦関係を育てるコミュニケーションのヒケツ」動画配信、動画上映会開催。（動画配信250人、上映会参加4人）。	

(4) 就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進／主な取り組み

子育てと仕事の両立や男女の均等な雇用待遇の確保の促進のため、関係資料をわかりやすく配架しました。また、女性の再就業を支援するため、男女共生フロア・ウィルにおいて、2回連続の起業セミナーを実施しました。

また、〈取り組み名3. ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発活動〉において、男女共同参画週間事業として、講座「パパになった旦那よ、ママの本音を聞け！よりよい夫婦関係を育てるコミュニケーションのヒケツ」の動画配信及び動画上映会を開催しました。

施策目標3 養育費の確保及び面会交流の支援

(1) 養育費確保に向けた相談支援体制の充実

取り組み名	1. 法律相談の実施	今後の方向
所管課	広聴相談課・人権政策室	継続推進
取り組み内容	相続、離婚、家庭問題、近隣問題、金銭貸借等、日常生活の困りごとなど法律に関する問題について、ひとり親等を含む相談者に対し、弁護士、認定司法書士（広聴相談課のみ）による法律相談を実施します。	
取り組み実績	<p><弁護士、認定司法書士による法律相談></p> <p>相談者1人に対して、1年度に弁護士は1回、認定司法書士は2回までとして実施した。</p> <p>延べ相談件数：1,181件（うち離婚113件、家庭問題33件）</p> <p><女性弁護士による法律相談>（祝日は休み）</p> <p>第1土・第4火曜日…午前10時20分～午後0時50分</p> <p>第2金曜日…午後1時20分～午後3時50分</p> <p>第3木曜日…午後5時20分～午後7時50分</p> <p>延べ相談件数：97件（うち離婚55件、家族10件）</p>	
取り組み名	2. 母子・父子自立支援員による養育費相談	今後の方向
所管課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	母子・父子自立支援員が受ける離婚前相談の中で、離婚までの手続きや養育費取得についての情報提供等を行います。	
取り組み実績	<p>離婚前相談件数：311件</p> <p>内訳 母子世帯301件、父子世帯10件</p> <p>ひとり親養育費確保サポート事業における弁護士相談 40件</p>	
取り組み名	3. 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (地域生活支援事業・養育費相談)	今後の方向
所管課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、講習会などを実施します。	
取り組み実績	<p>延べ相談件数：146件</p> <p>令和3年10月から、ひとり親家庭住宅支援資金が開始され、11月から申請の受付が開始されたため、電話・窓口による相談等が増えた。</p>	
取り組み名	4. 母子父子寡婦福祉資金（生活資金：養育費取得の裁判費用とする資金）の貸付	今後の方向
所管課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	ひとり親家庭になって7年未満の世帯に、養育費の取得のための裁判費用の貸付を行います。	
取り組み実績	申請はなかったが、引き続き制度の周知を行う。	

取り組み名	5. 男女共同参画啓発事業（離婚を考える女性のための法律講座等）	今後の方向
所管課	人権政策室	継続推進
取り組み内容	離婚を決断する前に知っておきたい法律に関する知識の習得や、自立にあたって課題となる事項について学ぶための講座を開催します。	
取り組み実績	離婚・自立にあたって具体的な問題解決の糸口となるよう、「前向きに離婚を考えるママのための連続講座」を開催した。 ①知っていてソンはない・離婚とお金のリアルな情報 参加者 12人 ②離婚後の住まいの不安を解消 参加者 7人 ③離婚と面会交流・養育費に関する法律知識 参加者 5人	
取り組み名	6. 養育費支援事業	今後の方向
所管課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	養育費を受け取るための公正証書等の作成支援や作成にかかる費用の補助を行う「取り決め支援」や養育費の受け取りが滞っているひとり親家庭が保証会社と契約した際にかかる保証料を補助する「受け取り支援」により、安定した養育費を受け取ることができる環境づくりを進めます。	
取り組み実績	ひとり親養育費確保サポート事業を実施した。 取り決め支援：弁護士相談40件、公正証書等作成補助7件 受け取り支援：養育費保証促進補助 実績なし	

(1) 養育費確保に向けた相談支援体制の充実／主な取り組み

＜取り組み名 1. 法律相談の実施＞においては、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行等の法律に関する問題について、弁護士や認定司法書士による法律相談を実施しました。男女共生フロア・ウィルの女性弁護士による相談においては、延べ相談件数97件のうち約56%にあたる55件が離婚に関するものでした。

＜取り組み名 2. 母子・父子自立支援員による養育費相談＞においては、母子・父子自立支援員による離婚前相談が311件ありました。

(2) 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実

取り組み名	1. 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供	今後の方向
所管課	子ども相談課・市民課・年金児童手当課	継続推進
取り組み内容	離婚届用紙を渡したり受け取ったりする機会、または離婚前相談や児童扶養手当にかかる届出当の機械を捉えて、経済的支援策を中心としたひとり親家庭等支援サービスに関するリーフレット等を配布し、情報提供を行います。	
取り組み実績	ひとり親家庭等に対する支援サービスについてのリーフレット「ひとり親のみさんへのてびき」や支援窓口等をマップ形式にまとめた「ひとり親応援マップ」を、関係窓口等に設置したほか、離婚届出等によりひとり親となる場合（年間離婚届811件のうち未成年者がいる場合等）に配布し、情報提供を行った。	
取り組み名	2. 養育費・面会交流についての啓発活動の推進	今後の方向
所管課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	離婚の際には親権者を定めるとともに、養育費及び面会交流の取り決めをすること、養育費の支払いや面会交流の実現は子どもの親として当然の責務であること等を、広報等を通じて啓発します。	
取り組み実績	養育費に関するパンフレットを窓口に設置したほか、関連する講座の案内など養育費不払い等に悩む相談者へ説明を行ったほか、「離婚を考えたときに子どものためできること」の講演会を行った。 開催日：令和4年3月26日 参加人数：24人	

(2) 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実／主な取り組み

＜取り組み名 1. 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供＞においては、ひとり親家庭の子どもが確実に養育費を取得できるよう、養育費取得の手続きや相談窓口などについてのリーフレット等を関係課窓口に配架するなど啓発や情報提供を行いました。

(3) 面会交流に向けた支援の実施

取り組み名	1. 面会交流の取り決めの支援	今後の方向
所管課	広聴相談課・子ども相談課	継続推進
取り組み内容	離れて暮らしている親が子どもにうまく対応でき円滑な交流につなげるため、担当職員が助言やアドバイスを行います。また、面会交流について情報提供を行うとともに、必要に応じて弁護士や認定司法書士による法律相談も案内します。	
取り組み実績	担当職員による助言、アドバイスを行ったほか、必要に応じて弁護士や認定司法書士による法律相談の案内を行うとともに、面会交流に関するパンフレット等を窓口に設置し、相談者へ情報提供した。	
取り組み名	2. 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供（再掲）	今後の方向
所管課	子ども相談課・市民課・年金児童手当課	継続推進
取り組み内容	離婚届用紙を渡したり受け取ったりする機会、または離婚前相談や児童扶養手当にかかる届出当の機械を捉えて、経済的支援策を中心としたひとり親家庭等支援サービスに関するリーフレット等を配布し、情報提供を行います。	
取り組み実績	ひとり親家庭等に対する支援サービスについてのリーフレット「ひとり親のみなさんへのてびき」や支援窓口等をマップ形式にまとめた「ひとり親応援マップ」を、関係窓口等に設置したほか、離婚届出等によりひとり親となる場合（年間離婚届811件のうち未成年者がいる場合等）に配布し、情報提供を行った。	
取り組み名	3. 養育費・面会交流についての啓発活動の推進（再掲）	今後の方向
所管課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	離婚の際には親権者を定めるとともに、養育費及び面会交流の取り決めをすること、養育費の支払いや面会交流の実現は子どもの親として当然の責務であること等を、広報等を通じて啓発します。	
取り組み実績	養育費に関するパンフレットを窓口に設置したほか、関連する講座の案内など養育費不払い等に悩む相談者へ説明を行ったほか、「離婚を考えたときに子どものためできること」の講演会を行った。 開催日：令和4年3月26日 参加人数：24人	

(3) 面会交流に向けた支援の実施／主な取り組み

＜取り組み名 1. 面会交流の取り決めの支援＞＜取り組み名 2. 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供（再掲）＞においては、ひとり親家庭の子どもにとって望ましい面会交流が行われるよう、情報提供を行い、助言やアドバイスを行うとともに、弁護士や認定司法書士による法律相談の実施等面会交流に向けた支援を行いました。

施策目標4 経済的支援の充実

(1) 経済的援助の実施

取り組み名	1. 児童扶養手当の給付	今後の方向
所管課	年金児童手当課	継続推進
取り組み内容	ひとり親家庭の児童の健全な育成を図り、生活の安定と自立の促進を図るため、離婚等によるひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害にある者を監護する母、父又は養育者に対して支給します。(所得制限あり)	
取り組み実績	1月・3月・5月・7月・9月・11月に児童扶養手当を給付した。 令和3年度の現況届提出率は98.15%（所得超過により支給が発生しない者も含む）。令和4年3月末現在の受給者数3,376人。このうち、所得超過などで全額支給停止となっている者が422人。	
取り組み名	2. 児童手当の給付	今後の方向
所管課	年金児童手当課	継続推進
取り組み内容	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、一定要件を満たす中学校修了前の児童を対象に手当を支給します。	
取り組み実績	2月・6月・10月に児童手当（特例給付を含む）を給付した。 令和3年度の現況届の提出率は99.01%。令和4年3月末時点の受給者数は26,600人。このうち、特例給付（所得制限限度額以上）の受給者数は2,593人。 ※ひとり親世帯も支給対象に含む	
取り組み名	3. 母子父子寡婦福祉資金の貸付（再掲）	今後の方向
所管課	子ども青少年政策課、子ども相談課	継続推進
取り組み内容	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対し、就職するための知識技能の習得に必要な費用や、その期間中に必要な生活費についての貸付を行うことにより、経済的自立の助成・生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童等の福祉の増進を図ります。	
取り組み実績	技能習得資金、生活資金の申請はなかったが、引き続き制度の周知を行う。	
取り組み名	生活困窮者住居確保給付金の支給（再掲）	今後の方向
所管課	健康福祉総合相談課	継続推進
取り組み内容	離職により居住する住居を失った、または失うおそれがある者に対して、常用就労に向けた就職活動を行なう等、一定の要件を満たす場合に、家賃相当分の住居確保給付金を支給することで、住宅と就労機会の確保を図り、自立を支援します。	
取り組み実績	令和3年度についても、コロナ特例により就労要件等の緩和が継続されていることもあり、引き続き多くの相談実績となった。 相談件数：302件 支給決定件数：164件	

取り組み名	5. 生活保護制度		今後の方向															
所 管 課	生活福祉課		継続推進															
取り組み内容	生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長します。																	
取り組み実績	<p>母子世帯被保護者世帯数：321 世帯 母子世帯被保護者数：902 人</p> <p>参考</p> <p>被保護世帯数 5,803 世帯、被保護者数 7,533 人（令和3年度末現在） 面接件数：1,540 件、保護開始ケース：665 件、保護廃止ケース：592 件 ここ数年は母子世帯数・母子世帯被保護者数とも減少傾向にある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保護世帯数</td><td>5,722 世帯</td><td>5,766 世帯</td><td>5,714 世帯</td><td>5,730 世帯</td></tr> <tr> <td>うち母子世帯数</td><td>415 世帯</td><td>392 世帯</td><td>365 世帯</td><td>343 世帯</td></tr> </tbody> </table>				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	被保護世帯数	5,722 世帯	5,766 世帯	5,714 世帯	5,730 世帯	うち母子世帯数	415 世帯	392 世帯	365 世帯	343 世帯
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度														
被保護世帯数	5,722 世帯	5,766 世帯	5,714 世帯	5,730 世帯														
うち母子世帯数	415 世帯	392 世帯	365 世帯	343 世帯														
取り組み名	★6. 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）		今後の方向															
所 管 課	年金児童手当課、医療助成課		終了（単年度事業）															
取り組み内容	<p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給。</p> <p>①令和3年4月分の児童扶養手当を受給された方 ②公的年金等を受給していることで令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない方（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当） ③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 児童1人当たり5万円を支給</p>																	
取り組み実績	<p>①積極支給 支給件数：3,082 件（4,726 人） 支給金額：236,300,000 円</p> <p>②ひとり親世帯（要申請） 支給件数：133 件（193 人） 支給金額：9,650,000 円</p> <p>③要申請者（家計急変） 支給件数：55 件（88 人） 支給金額：4,400,000 円</p> <p>①③は年金児童手当課、②は医療助成課が担当</p>																	

取り組み名	★7. 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）	今後の方向
所 管 課	年金児童手当課	終了（単年度事業）
取り組み内容	<p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給。</p> <p>①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当を受給された方で、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方 ②①の他、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方 児童1人当たり5万円を支給</p>	
取り組み実績	<p>①積極支給 支給件数：2,039件（3,861人） 支給金額：193,040,000円</p> <p>②要申請者（家計急変） 支給件数：322件（564人） 支給金額：28,200,000円</p> <p>※「ひとり親世帯以外」とあるが、ひとり親世帯も支給対象に含む</p>	
取り組み名	★8. 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（国施策分）	今後の方向
所 管 課	年金児童手当課	終了（単年度事業）
取り組み内容	<p>「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響がさまざまな人々に及ぶ中、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給</p> <p>①令和3年9月分の児童手当を受給された方 ②令和3年9月30日時点で平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれで未婚の児童を養育する方 ③令和4年3月31日までに生まれた児童を養育する方で、出生後最初の児童手当を受給された方 児童1人当たり10万円を支給</p>	
取り組み実績	<p>積極支給及び要申請者（高校生のみ世帯・公務員世帯のうち、所得制限限度額未満の者） 支給件数：32,407件（55,235人） 支給金額：5,523,500,000円</p> <p>※ひとり親世帯も支給対象に含む</p>	

取り組み名	★9. 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（市独自施策分）	今後の方向
所管課	年金児童手当課	終了（単年度事業）
取り組み内容	所得制限限度額以上のため、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（国施策分）の支給対象外とされた方。 児童1人あたり10万円を支給。	
取り組み実績	①積極支給 支給件数：2,834件（5,156人） 支給金額：515,600,000円 ②要申請者（高校生のみ世帯・公務員世帯のうち、所得制限限度額以上の者） 支給件数：1,238件（1,527人） 支給金額：152,700,000円 ※ひとり親世帯も支給対象に含む	
取り組み名	★10. 子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）（国施策分）	今後の方向
所管課	年金児童手当課	終了（単年度事業）
取り組み内容	基準日以降の離婚等により現養育者が令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（国施策分）を受け取ることができない場合等において支給。 児童1人あたり10万円を支給。	
取り組み実績	令和4年3月31日までは支給実績なし。 ※ひとり親世帯も支給対象に含む。	
取り組み名	★11. 子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）（市独自施策分）	今後の方向
所管課	年金児童手当課	終了（単年度事業）
取り組み内容	基準日以降の離婚等により現養育者が令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（国施策分）を受け取ることができず、かつ現養育者が所得制限限度額以上の場合に支給。児童1人あたり10万円を支給。	
取り組み実績	実績なし。 ※ひとり親世帯も支給対象に含む。	
取り組み名	★12. ひとり親等のための休業手当金	今後の方向
所管課	年金児童手当課	継続推進
取り組み内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、保育サービスや小学校等の施設閉鎖に伴い、子どもの保育のため休業を余儀なくされたひとり親等の所得支援として、新型コロナウイルス感染症に対する国の休業補償等の要件を満たしていない世帯に対し、1日あたり上限4,600円（R3年9月末迄） 上限4,800円（R3年10月～）を支給。	
取り組み実績	申請件数：7件 支給額：154,508円	

(1) 経済的援助の実施／主な取り組み

＜取り組み名 1. 児童扶養手当の給付＞においては、ひとり親家庭の児童の健全な育成や福祉の増進を図るため、児童扶養手当制度の適正な給付を行いました。

＜取り組み名5. 生活保護制度＞においては、生活扶助や教育扶助、医療扶助などの経済的援助を行うことで自立に向けて支援を行いました。

新型コロナウイルス感染症による影響から、生活支援としての特別給付金や子育て世帯への臨時特別給付金を支給しました。国の制度対象外の世帯においては、市独自施策として支給を行いました。また、＜取り組み名★12. ひとり親等のための休業手当金＞においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、保育サービスや小学校等の施設閉鎖に伴い、子どもの保育のため休業を余儀なくされたひとり親等の所得支援として手当金を支給しました。

(2) 経済的負担の軽減

取り組み名	1. ひとり親家庭医療費助成の実施	今後の方向
所管課	医療助成課	継続推進
取り組み内容	<p>ひとり親家庭等の18歳に達した最初の3月31日までの子と、その子を監護する父または母もしくは養育者に対して、通院及び入院等の保険診療に係る自己負担分の一部を助成します。</p> <p>また、本人負担の合計が月額2,500円を超えた分を後日返金するなど、経済的負担の軽減を図ります。</p>	
取り組み実績	<p>ひとり親家庭に対し、申請に基づいて医療証を発行し、必要なときに必要な医療を受ける機会の確保と経済的負担の軽減を図った。</p> <p>延べ受診件数：85,328件 助成金額：238,270,913円</p>	
取り組み名	2. ひとり親家庭医療費の一部自己負担額償還(世帯合算分)の実施	今後の方向
所管課	医療助成課	継続推進
取り組み内容	通院及び入院等の保険診療に係る月額自己負担上限2,500円を、受給者単位から世帯単位で計算し、超過分を自動償還することで、医療費負担をさらに軽減します。	
取り組み実績	<p>平成30年7月受診分より実施。</p> <p>同じ時期に家庭内の複数人が罹患した場合でも、医療費の負担が一人分程度に抑えられるよう、多子世帯に対する医療費負担の軽減を図った。</p> <p>世帯合算件数：3,149件 償還額：2,949,285円</p>	
取り組み名	3. ひとり親家庭医療費の食事療養費標準負担額助成証明書(食事証)の交付	今後の方向
所管課	医療助成課	継続推進
取り組み内容	0～15歳のひとり親家庭医療の食事療養費の現物給付を行うため食事証を交付。	
取り組み実績	<p>平成31年1月受診分より実施。</p> <p>交付枚数：77枚</p> <p>実施当初は急な入院に備えて申請する人が多数いたが、必要時に申請する傾向にあり、微減であった。</p>	

取り組み名	4. 保育所保育料等の軽減（再掲）	今後の方向
所 管 課	保育幼稚園入園課	継続推進
取り組み内容	年収が一定額未満のひとり親家庭に対する保育所保育料等の負担軽減を行います。	
取り組み実績	<p>年収約 360 万円未満相当のひとり親世帯に対して、生計同一の場合、年齢制限を超えて多子計算を行い、第 1 子を第 2 子扱いするなどの軽減を行った。</p> <p>令和 2 年 4 月から、市独自の多子世帯に向けた負担軽減策として、これまでの第 3 子に加え、第 2 子についても保育料を無償とした。また、各施設において実費徴収する給食費（副食費）についても国の基準による免除対象に加え、市の独自の基準により第 2 子以降の児童にかかる副食費の補助を行った。</p> <p>さらに、国が進める少子化対策の取り組みとして、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的に、令和元年 10 月より継続して幼児教育・保育の無償化を実施し、ひとり親家庭においても負担軽減を図った。</p>	
取り組み名	5. 水道料金及び下水道使用料の福祉減免	今後の方向
所 管 課	上下水道総務室（営業料金課）	継続推進
取り組み内容	児童扶養手当を受給している「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に規定する配偶者のない女子又は男子が属する世帯（市民税非課税世帯に限る。）には、水道料金・下水道使用料の基本料金及び使用水量 8 m ³ までの従量料金を減免します。	
取り組み実績	<p>児童扶養手当を受給している母子及び父子世帯に対し、申請に基づいて水道料金等の基本料金等の減免を実施することにより、当該世帯の経済的負担の軽減を図った。</p> <p>減免状況：母子世帯 796 世帯、父子世帯 20 世帯（令和 3 年度末）</p>	
取り組み名	6. 子どもの就学に必要な費用の援助	今後の方向
所 管 課	学校支援課	継続推進
〔就学援助〕		
取り組み内容	経済的な理由により、就学が困難な児童・生徒及び就学予定者の保護者に対し、学用品費、給食費等負担すべき費用について、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ります。	
取り組み実績	<p>市立小中学校全児童・生徒に対して 4 月始業式時に申請書を配布するとともに、広報とホームページで周知した。</p> <p>次年度に小学校入学予定者の保護者に対し、小学校入学準備金の案内及び申請書を就学時健康診断の案内に同封するとともに、広報とホームページで周知した。</p> <p>就学援助認定人数：5,782 人</p> <p>小学校入学準備金認定人数：473 人</p> <p>医療費援助件数（学校病に限る）：小学校 745 件、中学校 343 件</p> <p>令和 3 年度は、コロナウイルス感染症拡大に対する支援策として申請の取り扱いを考慮した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が著しく減収したことにより、就学が困難になる児童・生徒の保護者に対して、特別な事情として、給与証明等で確認を行うことにより、就学援助認定を行う。</p> <p>◎対象児童・生徒：67 人 支給額：4,788,370 円</p> <p>※就学援助認定総人数の内数</p>	

〔奨学金〕	
取り組み内容	学校教育法に規定されている高等学校等に通う生徒で、経済的な理由のため修学が困難な者に奨学金を支給することにより、教育の機会均等を図ります。
取り組み実績	新規申請については、中学校を通してしおりを配布するとともに、広報とホームページで周知した。継続者については、在籍状況を確認の上、奨学金を給付した。 給付人数：222人（令和3年度新規認定者数：88人）
〔交通災害遺児奨学金〕	
取り組み内容	交通事故により保護者を失った交通災害遺児（小・中学生）に対し、奨学金を支給することにより、交通災害遺児の健やかな育成と福祉の増進に寄与します。
取り組み実績	4月に学校を通して申請書を配布するとともに、広報とホームページで周知を行い、認定者に対して9月と3月に給付した。 給付人数：8人

(2) 経済的負担の軽減／主な取り組み

＜取り組み名 1. ひとり親家庭医療費助成の実施＞では、ひとり親家庭医療費の助成を実施し、経済的負担の軽減を図りました。

＜取り組み名 2. ひとり親家庭医療費の一部自己負担額償還（世帯合算分）の実施＞では、医療費の月額自己負担上限2,500円を、受給者単位から世帯単位で計算し、超過分を自動償還することで、医療費負担をさらに軽減しました。また、＜取り組み名 3. ひとり親家庭医療費の食事療養費標準負担額助成証明書（食事証）の交付＞では、0～15歳のひとり親家庭医療の食事療養費の現物給付を行うため食事証を交付しました。

(3) 経済的支援に関する情報提供の充実

取り組み名	1. 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供（再掲）	今後の方向
所管課	子ども相談課・市民課・年金児童手当課	継続推進
取り組み内容	離婚届用紙を渡したり受け取ったりする機会、または離婚前相談や児童扶養手当にかかる届出当の機械を捉えて、経済的支援策を中心としたひとり親家庭等支援サービスに関するリーフレット等を配布し、情報提供を行います。	
取り組み実績	ひとり親家庭等に対する支援サービスについてのリーフレット「ひとり親のみなさんへのてびき」や支援窓口等をマップ形式にまとめた「ひとり親応援マップ」を、関係窓口等に設置したほか、離婚届出等によりひとり親となる場合（年間離婚届811件のうち未成年者がいる場合等）に配布し、情報提供を行った。	
取り組み名	2. 市広報紙、市ホームページ等による情報提供の充実	今後の方向
所管課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	ひとり親家庭等に対する支援サービスについてリーフレットを作成し、公的施設等に設置します。また、広報を有効に活用するとともに、ホームページを開設し、インターネットを使っての情報提供を行います。	
取り組み実績	ひとり親家庭等に対する支援サービスについてのリーフレット「ひとり親のみなさんへのてびき」を作成した。関係窓口等に設置し、情報提供を行った。 簡単な質問に答えるだけで家庭の状況に応じた支援制度や手続きが検索できる「ひとり親家庭応援ガイド」のシステム構築を行い、市ホームページに公開した。	

(3) 経済的支援に関する情報提供の充実／主な取り組み

＜取り組み名 2. 広報、市ホームページによる情報提供の充実＞においては、ひとり親家庭等に対する経済的援助や経済的負担の軽減に役立つ諸制度についてまとめた「ひとり親のみなさんへのてびき」を作成し、情報提供を行いました。

また、担当課の主な支援内容や庁舎内フロア図のほか、よくある質問をQ&A方式でわかりやすくまとめた「ひとり親家庭応援マップ」を作成し、前年度から引き続き、市役所受付窓口、市民室、年金児童手当課、医療助成課等の関係部署において配布したほか、市ホームページにも掲示するなど、子育てと仕事の両立で忙しいひとり親の皆さんが市役所等でスムーズに手続きができるよう努めました。

施策目標5 ひとり親家庭等を支える環境の充実

(1) 関係機関との連携等による積極的な情報提供及び相談支援体制の充実

取り組み名	1. 母子・父子自立支援員による相談	今後の方向										
所管課	子ども相談課	継続推進										
取り組み内容	ひとり親家庭等の自立を支援するため、母子・父子自立支援員を配置し、生活の安定や自立のための各種相談、貸付事務等を行い、必要に応じて他の支援機関につなげることにより、ひとり親家庭等の総合的・包括的な支援を行います。											
取り組み実績	<p>相談件数：924 件（21 件） 内訳 生活一般[資格取得・職業訓練・離婚前相談]478 件（11 件） 経済的支援・生活援護 394 件（10 件） その他[母子生活支援施設入所相談等]52 件 ※（ ）内は父子家庭相談 ひとり親家庭相談支援センターの相談員に直接 LINE で悩みを相談できる「ひとり親相談 LINE」のシステム構築を行った。 参考 <table border="1"> <tr> <td></td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr> <tr> <td>相談件数</td><td>延 849 件</td><td>延 885 件</td><td>延 804 件</td><td>延 798 件</td></tr> </table> </p>			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	相談件数	延 849 件	延 885 件	延 804 件	延 798 件
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度								
相談件数	延 849 件	延 885 件	延 804 件	延 798 件								
取り組み名	2. 関係部署間の連携、情報の集約による子どもの育ちを見守り体制整備（再掲）	今後の方向										
所管課	子ども青少年政策課	継続推進										
取り組み内容	子ども見守りシステムの構築により、各部署が把握している子どもに関する情報を集約し、課題の早期発見・対応や予防的支援につなげていきます。											
取り組み実績	各課で管理している子どもの情報（学校の出席、児童扶養手当、障害福祉、医療助成、生活保護等）を一元的に集約して活用できる「子ども見守りシステム」を構築し、運用を開始した。											
取り組み名	3. 当事者団体や民生委員・児童委員等関係団体との連携	今後の方向										
所管課	子ども相談課	継続推進										
取り組み内容	ひとり親家庭等への施策を効果的に実施していくために、枚方市母子寡婦福祉会、父子福祉会及びNPO等の当事者団体や民生委員・児童委員と連携を行い、必要に応じ連絡会議等を開催します。											
取り組み実績	枚方市母子寡婦福祉会等関係機関と連携し、一般市民と母子父子福祉推進委員を対象に講演会を実施した。 開催日：令和 4 年 3 月 26 日 参加人数 24 人 内訳 一般市民 4 人、母子父子福祉推進委員 18 人、母子父子自立支援員 2 人											

取り組み名	4. 母子父子福祉推進委員制度の活用	今後の方向
所管課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	概ね小学校区ごとに母子父子福祉推進委員を設置し、母子家庭等の母等からの相談に応じます。また、必要に応じて母子・父子自立支援員につなげます。	
取り組み実績	<p>就労や養育に関することなど地域の母子家庭の母等からの相談に応じた。</p> <p>委員数：28人（令和3年3月31日時点）</p> <p>延べ相談件数：129件</p>	
取り組み名	5. 母子・父子自立支援員や相談機関相談員の研修	今後の方向
所管課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	母子・父子自立支援員、または母子父子福祉推進委員や相談機関の相談員等に対し研修を実施し、相談支援能力のスキルアップを図ります。	
取り組み実績	母子・父子自立支援員については、大阪府母子寡婦福祉連合会が定期的に開催する講習会に参加し、スキルアップを図った。その他、子どもの育ち見守りセンターにおいて、各種専門相談員を対象に、面接技法やアセスメント（見立て）など様々な専門的技術等の獲得に向け、学識者や精神科医などから系統的に研修を受講できるよう取り組んだ。	
取り組み名	6. 男女共生フロア・ウィルでの各種相談の実施	今後の方向
所管課	人権政策室	継続推進
取り組み内容	男女共生フロア・ウィルで、性別による悩みや生きづらさ等について、女性相談員による電話・面接相談、女性弁護士による法律相談及び男性職員による電話相談を実施します。	
取り組み実績	<p>枚方市男女共生フロア・ウィルにおいて、女性相談員及び弁護士による各種女性相談を実施した。（すべて祝日は休み。）</p> <p>法律相談：97件 (うち離婚・夫婦関係に関するもの55件、家族関係に関するもの10件)</p> <p>【実施日】第1土・第4火曜日…午前10時20分～午後0時50分</p> <p>第2金曜日…午後1時20分～午後3時50分</p> <p>第3木曜日…午後5時20分～午後7時50分</p> <p>面接相談：425件 (うち離婚・夫婦関係に関するもの73件、家族関係に関するもの96件)</p> <p>【実施日】水曜日…午後1時～午後4時10分</p> <p>木曜日…午後2時50分～午後7時30分</p> <p>金曜日…午前10時～午後3時</p> <p>電話相談：519件 (うち離婚・夫婦関係に関するもの73件、家族関係に関するもの91件)</p> <p>【実施日】火曜日…午後3時～午後8時</p> <p>水曜日…午後1時～午後5時</p> <p>木曜日…午前10時～午後3時</p>	

取り組み名	7. 枚方市配偶者暴力相談支援センターでのDV被害者支援	今後の方向
所管課	人権政策室	継続推進
取り組み内容	DV被害者からの相談に対応し、一時保護や保護命令制度の利用等により緊急時の安全確保を図るとともに、被害者の自立に向け、関係機関と連携し、支援を行います。	
取り組み実績	<p>電話相談 1,200 件、面接相談 473 件の相談のほか、一時保護支援、保護命令申立支援、各種証明発行を行った。</p> <p>潜在的なDV被害者の救済にもつながるよう、広報ひらかたや SNS についての記事を掲載し、ひらかた DV 相談室を始めとする相談窓口の周知に努めた。</p> <p>被害者を対象とした「DV被害から回復するための教育プログラム」を 1 クール(1 クール 3 回)実施した。</p> <p>このほか、DV やモラルハラスメントの予防につながるよう、夫婦関係が支配関係にならないための啓発講座を実施した。</p>	
取り組み名	8. 休日の窓口体制の開設	今後の方向
所管課	子ども相談課・年金児童手当課・医療助成課・保育幼稚園入園課	継続推進
取り組み内容	仕事を休まずに相談や手続きができるよう、毎月第 4 日曜日（6 月除く）に、納税の相談日と合わせ、児童扶養手当及びひとり親家庭医療証の相談や申請、年 1 回必要な現況届・更新等の手続きや保育所の入所相談等ができるよう窓口を開設します。	
取り組み実績	<p>児童扶養手当とひとり親医療証の手続きにおいて、毎年 8 月は現況届の提出時期となるため、第 4 日曜日（8 月 22 日）に、年金児童手当課、医療助成課、保育幼稚園入園課（保育所入所相談等）、子どもの育ち見守り室（母子父子寡婦福祉資金貸付等のひとり親相談）の休日窓口を開設し、利便性の向上に努めた。</p> <p>相談・受付件数：年金児童手当課 65 件、医療助成課 66 件 保育幼稚園入園課 5 件、子ども相談課 弁護士相談 4 件</p> <p>また、年金児童手当課及び医療助成課においては、第 4 日曜日に休日窓口を開設した。（6 月除く）</p>	
取り組み名	9. 生活困窮者自立相談支援事業（自立相談支援センター）	今後の方向
所管課	健康福祉総合相談課	継続推進
取り組み内容	生活困窮者からの相談を包括的に受け、関係機関と連携しながら継続的・寄り添い型の支援を行い、自立を支援します。	
取り組み実績	<p>健康福祉総合相談課内の自立相談支援センターにて生活困窮者からの相談及び自立に向けた継続的・寄り添い型の支援を実施した。ハローワークや子どもの育ち見守り室等の関係機関との連携及び情報共有を行うため、支援調整会議（支援会議）を実施した。</p> <p>新規相談件数：3,970 件 延べ相談支援件数：5,389 件 支援調整会議開催（支援会議）：4 回</p>	

取り組み名	10. スクールソーシャルワーカーの活用	今後の方向
所 管 課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	市立学校園にスクールソーシャルワーカーを配置・派遣することにより、子どもの置かれている環境に着目し、関係機関等と連携して多様な支援方法を検討し、課題解決を図ります。	
取り組み実績	拠点校となる市内 6 小中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置して、校内チーム体制を構築しながら教職員とともにケース対応や、必要に応じて関係機関等との連携のコーディネートやケース会議のファシリテーション、福祉的手法のアドバイス等を実施した。また、巡回訪問と学校側の要請に応じてスクールソーシャルワーカーの緊急訪問を計 253 回実施した。	
取り組み名	☆11. コミュニティソーシャルワーカー事業 (CSW)	今後の方向
所 管 課	健康福祉政策課	充実強化
取り組み内容	<p>地域におけるひとり親家庭や高齢者、障害者など援護を要する人またはその家族等の支援を通じて、地域の援護を要する人の福祉の向上と自立生活の支援のための基盤づくりを行います。</p> <p>＜拡充の内容＞</p> <p>令和 4 年度より重層的支援体制整備事業を本格実施し、多機関・他分野等と連携することにより、包括的支援体制を充実させます。</p>	
取り組み実績	<p>いきいきネット相談支援センターにコミュニティソーシャルワーカーを配置し、各種の相談に対応した。</p> <p>延べ対応件数：8,522 件</p>	
取り組み名	12. 「枚方市子育てアプリ」の配信	今後の方向
所 管 課	私立保育幼稚園課	継続推進
取り組み内容	妊娠期から就学前の子どもがいる保護者が必要とする、子育てイベント、予防接種及び健康診断等の子育て支援情報を、子どもの年齢や居住地域に応じて、きめ細やかに提供できる「子育てアプリ」を配信します。	
取り組み実績	<p>枚方市子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」の配信を平成 30 年 1 月から開始した。また、令和元年 10 月より、忙しい子育て中のお母さん、お父さん方にホッと一息してもらえるよう、季節に応じた「保育士によるコラム」の掲載を開始した。</p> <p>登録者数：9,492 人</p>	
取り組み名	13. ICT の活用による新たなつながりの構築	今後の方向
所 管 課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	SNS などの ICT を活用することにより、緊急時等様々な機会において支援情報を得られるよう、ひとり親家庭等を支援する事業やイベント等のお知らせの配信等を通じて、ひとり親家庭等と市との継続的なつながりづくりを図ります。	
取り組み実績	簡単な質問に答えるだけで家庭の状況に応じた支援制度や手続きが検索できる「ひとり親家庭応援ガイド」や、ひとり親家庭相談支援センターの相談員に直接 LINE で悩みを相談できる「ひとり親相談 LINE」のシステム構築を行って運用を開始した他、スマホ等へのプッシュ型配信サービスについて検討した。	

◆充実強化の内容

取り組み名	☆11. コミュニティソーシャルワーカー事業（CSW）	今後の方向
所管課	健康福祉政策課	充実強化
取り組み内容	令和3年度は重層的支援体制整備事業について、移行準備事業として実施していたが、令和4年度より本格実施した。	

(1)関係機関との連携等による積極的な情報提供及び相談支援体制の充実／主な取り組み

＜取り組み名1. 母子・父子自立支援員による相談＞においては、ひとり親家庭が抱える様々な悩み等へのアドバイスや関係機関へのつなぎを行ったほか、母子生活支援施設へ入所する世帯への入所に向けた手続き等の同行支援や既入所世帯への面談を実施し、同施設と連携して自立支援を行うなど、延べ924件の相談がありました。

また、開庁時間に相談に来ることが困難な場合などでも相談が相談員に直接LINEで悩みを相談できる「ひとり親相談LINE」のシステム構築を行いました。

＜取り組み名5. 男女共生フロア・ウィルでの女性相談の実施＞では、ひとり親相談の多くが母親であり、女性が相談しやすいよう女性相談員や女性弁護士による相談を実施しており、法律相談97件、面接相談425件、電話相談519件の相談がありました。

＜取り組み名7. 枚方市配偶者暴力相談支援センターでのDV被害者支援＞では、DV被害者からの相談に対応し、電話相談や面接相談のほか、一時保護支援、保護命令申立支援、各種証明発行を行いました。また、広報ひらかたやSNSを活用し、ひらかたDV相談室を始めとする相談窓口の周知に努めました。被害者を対象とした「DV被害から回復するための教育プログラム」や、DVやモラルハラスメントの予防につながるよう、啓発講座を実施しました。

(2) 当事者同士や親子の交流、地域とのつながりづくりの支援

取り組み名	1. 当事者団体や民生委員・児童委員との連携（再掲）	今後の方向
所管課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	ひとり親家庭等への施策を効果的に実施していくために、枚方市母子寡婦福祉会、父子福祉会及びNPO等の当事者団体や民生委員・児童委員と連携を行い、必要に応じ連絡会議等を開催します。	
取り組み実績	<p>枚方市母子寡婦福祉会等関係機関と連携し、一般市民と母子父子福祉推進委員を対象に講演会を実施した。</p> <p>開催日：令和4年3月26日 参加人数：24人</p> <p>内訳 一般市民4人、母子父子福祉推進委員18人、母子父子自立支援員2人</p>	
取り組み名	2. 母子父子福祉推進委員制度の活用（再掲）	今後の方向
所管課	子ども相談課	継続推進
取り組み内容	概ね小学校区ごとに母子父子福祉推進委員を設置し、母子家庭等の母等からの相談に応じます。また、必要に応じて母子・父子自立支援員につなげます。	
取り組み実績	<p>就労や養育に関することなど地域の母子家庭の母等からの相談に応じた。</p> <p>委員数：28人（令和3年3月31日時点）</p> <p>延べ相談件数：129件</p>	
取り組み名	3. 親子で参加できる体験、交流の機会の提供	今後の方向
所管課	子ども相談課、文化生涯学習課、私立保育幼稚園課	継続推進
取り組み内容	生涯学習市民センターなどにおいて親子がいっしょに参加できるさまざまなイベントを開催し、親子の交流の機会を提供します。また、市立図書館の集会室等において、親子の交流の場であり、絵本とのふれあいの場でもなる「ふれあいルーム」を市民グループの運営により実施します。	
取り組み実績	<p>母子家庭厚生事業等補助金により、枚方市母子寡婦福祉会が実施する情報交換や交流を目的とした事業に対し助成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年10月30日 くつろぎレクレーション 場所：閑ヶ原、彦根 参加者：18名 ・令和3年11月21日 秋季レクレーション 場所：イングランドの丘とワールドパーク ONOKORO 参加者：33名 <p>各生涯学習市民センターにおいて、サンサン人形劇場（全9回）を開催した。</p> <p>図書館及び生涯学習市民センターなど8施設において、12団体が開設した。ふれあいルームを利用した延べ人数3,463人。</p>	

取り組み名	4. ひとり親家庭等情報交換事業（シングルマザーズ・カフェ）	今後の方向
所管課	子ども相談課	継続推進
	人権政策室	終了
取り組み内容	ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にあります。こうしたひとり親家庭等が定期的に集い、交流や情報交換を行う場を設けます。	
取り組み実績	<p><人権政策室></p> <p>シングルマザーやシングルマザーになるかもしれない方の情報交換や交流の場として、「シングルマザース・カフェ」を3回実施。うち1回は交流会と合わせて「ひとり親制度説明会」を実施した。</p> <p>実施回数：3回</p> <p>参加者数：延べ5人</p> <p><子ども相談課></p> <p>母子家庭厚生事業等補助金により、枚方市母子寡婦福祉会が実施する情報交換や交流を目的とした事業に対し補助を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年7月24日 母の集い 場所：母子父子福祉センター 参加者：3名 ・令和3年10月30日 くつろぎレクレーション 場所：閑ヶ原、彦根 参加者：18名 ・令和3年11月21日 秋季レクレーション 場所：イングランドの丘とワールドパーク ONOKORO 参加者：33名 	
取り組み名	5. 地域子育て支援拠点事業（再掲）	今後の方向
所管課	私立保育幼稚園課	継続推進
取り組み内容	保育所（園）・認定こども園が、保育を通じて蓄積している子どもの育ちや子育てに関する知識、技術等を生かし、地域の子育て家庭などに対し各種事業の実施を通じて必要な相談、指導、助言や気になる子どもへの支援等を行い、地域に密着した園として保育・子育て支援機能の一層の充実を図ります。	
取り組み実績	<p>公私立保育所（園）・認定こども園において育児相談を行った。</p> <p>地域の乳幼児の親子が自由に遊べ、育児相談や子育て情報の提供など子育てサポートを行う地域子育て支援拠点として、公私立保育所（園）9か所、認定こども園1か所、ファミリーポートひらかた、すこやか広場・きょうぶん、広場さぶりの合計13か所で、地域での子育て支援に取り組んだ。</p>	

取り組み名	☆6. 子どもの居場所づくり推進事業「子ども食堂」(再掲)	今後の方向
所 管 課	子ども青少年政策課	充実強化
取り組み内容	<p>家で1人で食事をとる、夜遅くまで1人で過ごすなどの環境にある子どもたちに、食事や学習、団らんの場等を提供し、子どもの居場所づくり（いわゆる「子ども食堂」）に取り組む地域団体等に対して、補助金の交付等により支援を行います。</p> <p>＜拡充の内容＞</p> <p>子ども食堂が実施できていない校区についても、子ども食堂が開催できるよう、手続き等の見直しを図ります。</p>	
取り組み実績	<p>更新団体17団体に加え、新たに申請があった2団体に補助金交付を行い、19団体21箇所での実施となった。さらに、各実施団体による取組みが効果的になされるよう、地域や小学校等との関係づくりを支援するとともに、食材の寄付やボランティアの募集、取次ぎを行うなど、団体の安定的な運営のため多方面からの支援を行った。</p> <p>令和3年度においては、新型コロナ感染症防止対策の観点から通常の食堂形式に加え、弁当配付事業も実施した。</p> <p>【通常開催分】 開催回数：282回（1回の開催当たりの子どもの平均参加人数36人）</p> <p>【弁当配付分】 実施団体数：10団体（補助食数7,655食）</p>	

◆終了の内容

取り組み名	4. ひとり親家庭等情報交換事業（シングルマザーズ・カフェ）	今後の方向
所 管 課	人権政策室	終了
取り組み内容	ここ数年間参加者の減少が続いており、事業実施手法の見直しが求められていたことから、令和4年度（2022年度）より、「離婚を考える女性のための講座」を拡充し、その中で交流や情報交換が行える場を設定することとした。	

◆充実強化の内容

取り組み名	☆6. 子どもの居場所づくり推進事業「子ども食堂」(再掲)	今後の方向
所 管 課	子ども青少年政策課	充実強化
取り組み内容	全小学校区での子ども食堂の実施を目指し、従来の子どもの居場所づくり推進事業補助金に加え、夏休みなどお試しで子ども食堂を実施する場合でも食材等を補助する子どもの居場所づくり推進事業（トライアル）補助金を新設した。	

(2)当事者同士や親子の交流、地域とのつながりづくりの支援／主な取り組み

＜取り組み名1. 当事者団体や民生委員・児童委員との連携＞では、ひとり親家庭等に対する適切な支援を行うため、枚方市母子寡婦福祉会等関係機関と連携し、一般市民と母子父子福祉推進委員を対象とした講演会を実施しました。

(3) 緊急時等の迅速な対応を見据えた支援体制の整備

取り組み名	1. ICT の活用による新たなつながりの構築（再掲）	今後の方向															
所管課	子ども相談課	継続推進															
取り組み内容	SNSなどのICTを活用することにより、緊急時等様々な機会において支援情報を得られるよう、ひとり親家庭等を支援する事業やイベント等のお知らせの配信等を通じて、ひとり親家庭等と市との継続的なつながりづくりを図ります。																
取り組み実績	簡単な質問に答えるだけで家庭の状況に応じた支援制度や手続きが検索できる「ひとり親家庭応援ガイド」や、ひとり親家庭相談支援センターの相談員に直接LINEで悩みを相談できる「ひとり親相談LINE」のシステム構築を行って運用を開始した他、スマートフォン等へのプッシュ型配信サービスについて検討した。																
取り組み名	2. ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）	今後の方向															
所管課	子ども相談課	継続推進															
取り組み内容	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し生活援助や子育て支援を行います。																
取り組み実績	<p>令和2年度に国制度が改正になり、利用者の範囲が就学児までに広がり支援の幅が広がった。</p> <p>介護事業者（6業者）に委託し実施した。</p> <p>登録世帯：38世帯（5世帯）</p> <p>利用世帯：10世帯（1世帯）</p> <p>派遣日数：167日（11日）</p> <p>参考</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録世帯</td> <td>5世帯（1世帯）</td> <td>13世帯（4世帯）</td> <td>18世帯（4世帯）</td> <td>14世帯（2世帯）</td> </tr> <tr> <td>派遣日数</td> <td>7日（一）</td> <td>155日（128日）</td> <td>218日（173日）</td> <td>144日（40日）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内の数は、父子家庭の利用件数</p>			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	登録世帯	5世帯（1世帯）	13世帯（4世帯）	18世帯（4世帯）	14世帯（2世帯）	派遣日数	7日（一）	155日（128日）	218日（173日）	144日（40日）
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度													
登録世帯	5世帯（1世帯）	13世帯（4世帯）	18世帯（4世帯）	14世帯（2世帯）													
派遣日数	7日（一）	155日（128日）	218日（173日）	144日（40日）													

取り組み名	3. ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用支援事業（再掲）	今後の方向										
所 管 課	子ども相談課	継続推進										
取り組み内容	ひとり親家庭の親が就職活動、就業、就学や疾病等により、家事、子育ての支援を必要とする場合に利用できるファミリー・サポート・センターの利用料金を助成することにより、制度の周知及び利用促進を図ります。											
取り組み実績	<p>子どもが中学校に入学するまで、1 年度につき 10 時間分を助成した。なお、令和 2 年度までの立て替え払いから年間 10 時間の無料クーポン券の発行に変更したことにより、利用者の利便性が向上した。</p> <p>登録世帯：25 件 利用件数：16 件</p> <p>参考</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録世帯</td><td>12 世帯</td><td>15 世帯</td><td>12 世帯</td><td>14 世帯</td></tr> </tbody> </table>			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	登録世帯	12 世帯	15 世帯	12 世帯	14 世帯
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度								
登録世帯	12 世帯	15 世帯	12 世帯	14 世帯								
取り組み名	4. ひとり親家庭相談支援事業（再掲）	今後の方向										
所 管 課	子ども青少年政策課	継続推進										
取り組み内容	特にひとり親などが 24 時間いつでも気軽に子育て等に関する相談ができ、適切なアドバイスを得られるように、電話による相談事業を委託実施します。											
取り組み実績	<p>令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響から、外出機会が減少し、孤立した中で、育児不安を抱える保護者の相談窓口として活用できた。</p> <p>相談件数：440 件</p> <p>参考</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用件数（利用日数）</td><td>295 件</td><td>424 件</td><td>370 件</td><td>372 件</td></tr> </tbody> </table>			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	利用件数（利用日数）	295 件	424 件	370 件	372 件
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度								
利用件数（利用日数）	295 件	424 件	370 件	372 件								
取り組み名	5. ひらかた健康ホットライン 24	今後の方向										
所 管 課	保健医療課	継続推進										
取り組み内容	健康や医療、出産、育児等に関し、24 時間年中無休で看護師・医師等に電話で相談できる窓口を設け、必要に応じ医療機関の情報提供を行います。											
取り組み実績	医療の安全と信頼を高め、市内の医療機関における患者サービス及び医療の質の向上のため迅速に対応する。相談件数は主に、気になる身体の症状に関する相談が 10,784 件、治療中に関する相談が 3,905 件、ストレス・メンタルヘルスに関する相談が 2,683 件。											

(3) 緊急時等の迅速な対応を見据えた支援体制の整備／主な取り組み

＜取り組み名5. ひらかた健康ホットライン 24＞では、24 時間年中無休で看護師・医師等に電話で相談できる窓口を設け、必要に応じ医療機関の情報提供を行いました。気になる身体の症状に関する相談が 10,784 件、治療中に関する相談が 3,905 件、ストレス・メンタルヘルスに関する相談が 2,683 件でした。

(4) ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消

取り組み名	1. 人権啓発事業	今後の方向
所管課	子ども相談課・人権政策室	継続推進
取り組み内容	ひとり親家庭等がその家族形態によって差別や偏見を受けることがないよう、人権が尊重されるまちづくりを進めるため、講座や講演会などの啓発事業に取り組みます。	
取り組み実績	<p><子ども相談課> 枚方市母子寡婦福祉会等関係機関と連携し、一般市民と母子父子福祉推進委員を対象に講演会を実施した。 開催日：令和4年3月26日 参加人数：24人 内訳 一般市民4人、母子父子福祉推進委員18人、母子父子自立支援員2人</p> <p><人権政策室> 人権が尊重されるまちづくりをめざして、講座「生きること」の開催及び講座冊子の作成、人権文化セミナーや人権週間事業を実施した。 延べ参加人数：639人</p>	
取り組み名	2. 人権ケースワーク事業	今後の方向
所管課	人権政策室	継続推進
取り組み内容	本人が自分自身の力で解決できるような支援をめざして、「人権ケースワーク事業」として、「人権なんでも相談」を実施します。	
取り組み実績	<p>相談事案に応じた適切な助言や情報提供により、相談者が自らの判断で解決できるよう支援を行った。</p> <p>相談件数：142件</p>	
取り組み名	3. 男女共同参画推進事業	今後の方向
所管課	人権政策室	継続推進
取り組み内容	枚方市男女共同参画計画に基づき、市民意識の啓発・向上を図るための講座の開催や情報提供等を実施します。	
取り組み実績	<p>男女共同参画啓発、DV防止啓発を目的とした講演会、各種講座の開催、情報誌「モアメイム」(一年度に1冊) やフロアだより(年2号) の発行、また、男女共同参画に関する職員向け研修や市立小中学校においてDV予防教育プログラムを実施した。</p> <p>延べ講演会・講座参加人数：4001人</p>	

(4) ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消／主な取り組み

＜取り組み名1. 人権啓発事業＞では、一般市民及び母子父子福祉推進委員を対象とした講演会のほか、人権政策室による人権や男女共同参画に関する各講座、セミナーなどの実施を通じて、ひとり親家庭等が差別や偏見による人権侵害を受けることがないよう、啓発活動に取り組みました。

また、＜取り組み名3. 男女共同参画推進事業＞においては、講演会や法律相談の開催、情報誌「モアメイム」やフロアだよりの発行を通じて、男女共同参画啓発、DV防止啓発に取り組みました。